
○議長（近藤八郎君） ただいまから、令和2年第3回下川町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、8名です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

○議長（近藤八郎君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、2番 中田豪之助 議員及び3番 大西 功 議員を指名いたします。

○議長（近藤八郎君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月18日までの3日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月18日までの3日間に決定いたしました。

○議長（近藤八郎君） 日程第3 諸般の報告を行います。

報告事項はお手元に配布しておりますので、朗読を省略し、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（近藤八郎君） 日程第4 行政報告を行います。

町長。

○町長（谷 一之君） おはようございます。

行政報告を述べさせていただく前に、本定例会開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

山々の木々も紅葉の彩りを迎える中秋の季節となり、日を追うごとに朝夕肌寒い気候になってまいりました。

さて、令和2年に入り、この8か月余りを振り返りますと、2月上旬、横浜港に寄港したダイヤモンドプリンセス号から下船した乗客が発症した新型コロナウイルス感染に伴う様々な問題は、その後、私どもの地域経済や住民生活に大きく影響を及ぼすとともに、いまだ収束の見えない状況下におかれており、今後も感染拡大の予防策や生活支援、経済回復など、きめ細かな対応を図っていかなければならないものと、強い意思を抱いているところでございまして、議員各位、住民の皆様のご理解と御協力をお願いする次第でございます。

このような折、議員各位には、時節柄大変御多用のところ、第3回議会定例会に御出席を賜り、心より感謝を申し上げる次第でございます。

本定例会に提案させていただく議案は、単行案件5件、予算案件5件、認定案件2件、同意案件1件、報告1件の計14件であり、ほかに3件について行政報告をさせていただくところでございます。議員各位には、議案審査に当たりまして更なる御指導を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましての御挨拶に代えさせていただきます。

それでは、3件の行政報告を述べさせていただきます。

一つ目でございます。新型コロナウイルス感染症対策について、御報告申し上げます。

世界中で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症は、いまだ終息の兆しが見えず、更なる感染拡大に予断を許さない状況にあります。

9月14日現在、全国での感染者は75,657名、北海道では1,884名、このうち上川総合振興局管内では51名が確認されております。

国は、新型コロナウイルスの急速な蔓延を踏まえ、4月7日に東京など7都府県への緊急事態宣言を発令し、4月16日には北海道を含む全都道府県へ緊急事態宣言の区域を拡大いたしました。

こうした状況の中、本町におきましては、2月25日から「感染症対策連絡協議会」を4回開催し、4月8日には、私を本部長とする「下川町新型コロナウイルス感染症対策本部」を立ち上げ、以降、国や道の動向を注視しながら、これまで8回の本部会議を開催し、感染予防と感染拡大防止を主眼におくとともに、町が主催するイベントの対策方針や公共施設の利用制限等について協議、決定し、町民の皆様に周知して、感染予防、感染拡大防止の御協力について、お願いしてまいったところでございます。幸いにも、現在のところ下川町民の感染者は確認されておりませんが、上川管内の発生状況を見れば、いまだ予断を許さない状況にあると考えております。

今後におきましても、町民の皆様の安全と安心を確保するため、引き続き感染拡大防止に向けた対策に取り組んでまいります。

これまで講じてまいりました主な対策につきましては、5月1日から実施いたしました特別定額給付金事業をはじめとして、「感染拡大防止」「住民生活支援」「地域経済支援」「地域経済回復等」「社会活動再開等」の視点で、総事業費で5億5,970万円を五度の補正予算にて計上し、国の地方創生臨時交付金等や新型コロナウイルス感染症の影響により中止や見直した事業予算等を活用し、鋭意対策を進めてきたところであります。

「感染拡大防止」では、町民一人10枚のマスクの配布。

「住民生活支援」では、ひとり親家庭等応援など。

「地域経済支援」では、大きな影響を受けた事業者の皆様に対して、飲食店応援給付金、持続化給付金、飲食店応援クラウドファンディング支援、大学生等応援などを実施いたしました。

「社会活動再開等」では、町立病院の臨時待合所設置、学校ICT環境整備事業、福祉医療施設の空調設備整備。

「地域経済回復等」では、指定管理者休業協力金、指定管理者持続化給付金、新しもかわスタイル導入応援発信事業、原木一時保管緊急対策事業などを実施してきたところであり、今定例会におきましては、議会の特別決議、政策提言等を踏まえるとともに、

地域の経済状況等を考慮しながら、更に対策を進めるため、「住民生活支援」「地域経済回復等」「地域経済支援」「社会活動再開等」のための事業を計上しているところがあります。

今後の対策につきましては、感染状況や経済状況等を踏まえながら、長期化も視野に入れた効果的な対策を進めてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症に伴う町立学校の対応経過につきましては、全国・全道的な感染の拡大を受け、感染拡大防止のため、臨時休業や各種行事の縮小・中止・見直しなどとともに、再開時には感染予防の徹底を図っているところであります。

感染すると重症化するリスクの高い、町立下川病院、あけぼの園、山びこ学園等の福祉医療施設につきましては、職員及び利用者の感染予防を徹底するとともに、面会制限を実施したところであります。

また、感染拡大により、様々な影響や自粛を頂いている町民の皆様に対して、行政告知端末により私から動画メッセージを数度にわたり発信し、御協力のお礼とお願いを申し上げます。

今後におきましても、町民の皆様には、感染予防と感染拡大防止に御協力いただくとともに、不確かな情報に惑わされないよう、国や道、町が発信する正確な情報に基づき、冷静な行動をお願いするところであります。

議員各位、町民の皆様のご理解と御支援等を賜りますようお願い申し上げます、行政報告といたします。

二つ目であります。下川町地域共育ビジョンの策定について、御報告申し上げます。

下川町地域共育ビジョンは、「2030年における下川町のありたい姿」の目標7「子どもたちの笑顔と未来世代の幸せを育むまち」の具現化に向け、子供を育む環境である地域・家庭・学校・保育施設の関わりを考慮しながら、地域として将来の子供たちの姿を見据え、それを育むために、地域がどうあるべきかを示すビジョンとして策定したものであります。

策定の経緯といたしましては、「ありたい姿」の策定過程で、子供の未来が一貫して重要視され、意見募集におきましても多くの意見が寄せられたことから、「生涯活躍！未来人材育成プログラム構築事業」の一環としてビジョンを策定した上で、具体的な取組を進めることとしたところであります。

策定の経過といたしましては、学校等教育関係者8名と、地域の皆さんから8名の合計16名を地域共育ビジョン策定委員に委嘱し、6回の会議において検討を重ねるとともに、公民館・コモレビなどにパネルを設置し、会議経過の報告や町民からの意見募集などを行い、「下川町地域共育ビジョン（案）」を作成いたしました。

その後、町民の皆さんの御意見を可能な限り反映するため、パブリックコメントを実施し、「下川町地域共育ビジョン」を策定したところであります。

「下川町地域共育ビジョン」では、「子どもが誰ひとり取り残されず、全体が大きな家のような共育のまち」とし、「子どものわくわくする好奇心と挑戦を育む地域」「かけがえのない自然・歴史・文化のバトンをつなぐ地域」「のびやかな心と体がぐんぐん育つ地域」「子どもたちがほっとする居場所がたくさんある地域」「子どもを真ん中に、地域・家庭・学校・保育施設がつながりアクションする地域」の五つの目標を掲げ、その実現に向けて取組を推進していくこととしており、今後の下川町地域共育ビジョンに

つきましては、実施可能なものから随時取組を推進していくとともに、策定委員会とともに、具体的な取組についても引き続き検討してまいります。

議員各位、町民の皆様の御理解と御支援等を賜りますようお願い申し上げ、行政報告といたします。

最後、三つ目でございます。本年度の主要建設工事につきまして、8月末現在の発注状況を御報告申し上げます。

参考資料として、主要建設工事発注状況を添付してございますが、これまでに7回の建設工事入札を実施しており、主要建設工事の発注予定件数28件のうち22件を発注し、発注率は約79%となっております。

なお、これまでの主要建設工事の発注額は、土木工事が10件で1億6,850万円、建築工事が7件で1億4,490万円、その他工事が5件で8,029万円、合計22件で3億9,369万円となっております。

以上申し上げます、令和2年度主要建設工事の発注状況の報告とさせていただきます。

以上、行政報告を終わらせていただきます。

○議長（近藤八郎君） 以上で行政報告を終わります。

○議長（近藤八郎君） 日程第5 一般質問を行います。

お手元に配布しました質問要旨の順に発言を許します。

質問番号1番 1番 斉藤好信 議員。

○1番（斉藤好信君） おはようございます。

それでは、一般質問をさせていただきます。

商業振興と買い物利便の向上について。

商店の廃業対策で、道銀地域総合研究所の力を借り、商工会とも連携し、事業承継、後継者対策に取り組む姿勢を示されました。現在の進捗状況と商業振興に対する町長の見解を伺いたいと思います。

また、私は昨年、第2回定例議会において、買い物に支障を来す住民の利便性を図るため、配送システムの提案をしました。町長は「必要性を感じている」と前向きな答弁をされましたが、その後の進捗状況を伺います。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 斉藤議員の「商業振興と買い物利便の向上について」の御質問にお答えいたします。

御案内のとおり、本町におきましては、中小企業振興基本条例を平成19年に制定し、本条例に基づき経営基盤強化や経営革新など、中小企業の皆様の経済活動を下支えしており、その一環として事業承継にも取り組んできたところであります。

しかしながら、地域経済の状況は、消費者人口の減少に伴い、事業者も減少しており、

特に内需により支えられている商店、飲食店の廃業が進んでいる状況でございます。

御質問の1点目であります「事業承継、後継者対策の進捗状況」につきましては、中小企業における事業承継に関する意向の把握や企業評価に対する支援制度の創設、就業促進などに取り組んでおります。

また、「商業振興に対する見解」といたしましては、先ほど申し上げましたとおり、依然として廃業が進んでいる状況にありますので、中小企業の皆様の意向にもよりますが、事業承継を御希望される事業者には、中小企業振興基本条例に基づく支援を実施しているところでございます。

御質問の2点目の「配送システムの進捗状況」につきましては、かつて事業者による経済活動の一環として実施されてきたように、事業者自らによる取り組みが望ましく、そのようなサービスを新たに実施される事業者がいらっしゃいましたら、町として中小企業振興基本条例に基づく支援を実施してまいります。

一方で、買い物に関する状況を調査した結果、予約型の乗り合いタクシーや、NPO法人地域おこし協力隊の移動販売、社会福祉協議会のヘルパーなどを利用されていることを把握しており、買い物に支障を来している方には、これら既存公的サービスの利用を推奨しているところであります。

また、必要に応じ、関係機関から情報収集を行い、公的サービスの利用も難しい方には、必要な対策を今後検討してまいりたいと考えております。

以上申し上げます、答弁といたしますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（近藤八郎君） 1番 齊藤好信 議員。

○1番（齊藤好信君） 今の答弁をお聞きしますと、今後も廃業される商店が出てくるだろうというお話でございました。

今、町長の言われた答弁を聞いていますと、何かしら具体的な取組というものが仰られていません。具体的な取組を…アクションを起こさなければ、やはり下川の中で商店の灯りが消えていくのではないかというふうに思います。

それから、今の答弁の中で、配送サービスに関してですが、確かに以前は…今廃業された所で配送をしていたお店がございましたけども、お聞きしますと…やはり採算が合わない…採算が合わないんだけど、地域の住民とのつながりの中で行ってきたという経緯がございます。

今現在、下川では、食料品などの商品を出されているお店は2件です。ここ10年、20年でどんどん店が無くなって、住民の方が買い物をするのに、地域によっては非常に不便さを感じている声をよくお聞きします。

そこでですね、先ほど言った具体的な取組、例えば下川町では地域協力隊などがおりますけども、ああいうシステムの中で将来的に町の中でそういう商店の承継を行うとかですね、そういうことをやっている自治体もありますが、もっと踏み込んだ取組を行う考えはございませんか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 御質問の内容等について、お答えをしたいと思います。

これまで中小企業振興基本条例に基づきながら、様々な制度を活用していただき、そして支援をしてまいったところでございます。後継者対策、担い手対策、あるいはまた職場の環境改善や福利厚生、こういうところにも一定程度の支援をさせていただいて、既存事業者に対してのこれからの生産については、一定程度町としても努力をしてきたんではないかと自負しているところでございます。

また、今議員が仰ったように、商業者の中で特に食品を扱う店舗が非常に少なくなってきたという…厳しい状況があります。これは、町がなかなか直営で開設して運営するというわけにもいきませんので、これは事業者の方々のチャレンジ、努力が必要になってくると思いますけれども、それにおいても消費者の方々においては、通信販売、あるいはまた回覧する…回遊する…そういう事業者の方々を利用していただき、そして商品を調達しているということがかなうそうでございます。

また、町としても地域おこし協力隊などを採用してございますけれども、一定程度サービスは供給しておりますけれども、まだ事業を一つ営むというところにはいっていないのが実態であります。

いずれにいたしましても、消費人口が減る中で、どういう対応策ができるのかというのは常に念頭に置きながら、担当とも協議をしながら今後も進めてまいりたいと、このように考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。以上です。

○議長（近藤八郎君） 1 番 齊藤議員。

○1 番（齊藤好信君） 先ほどちょっと…行政報告もありましたけれども、今回のコロナ感染の中でですね、これは筑波大学の研究チームが、先月、アンケートを取った発表があるんですけども、今回の感染拡大で非常にストレスを感じたと回答した方が、約 8 割に上っております。これはやっぱり自分や家族が感染する危険、それから外出自粛に伴って日常の活動に支障を来すという…これは私たちが思っている以上に、特に小さい子供を持っている方とかですね、それから高齢者の方はこういうことを非常に強く感じています。

そこで、買い物なんですけども、先ほど述べたように地域によっては…食料品を置いている店が 2 件しかないということで、距離的にも…非常に不便を感じています。

そして、今の時期はなるべく人のいる所には行きたくないという気持ちも、私たちが持っている以上に…特に高齢者の方はお持ちです。

そこで、これはできるかどうか分かりませんが、先ほど…不便を感じている地域、例えば末広公区は公区の中でも所帯が多い所ですけども、そこは御存じのとおり高齢者の方が非常に多いです。以前は国道に出る前に 1 件ございましたが、これはもう十何年前に無くなりました。

そこで、僕もですね…やっぱり現場の声が大事だということで、あのへんを可能な限り歩いたりして…お聞きしましたが、やっぱり非常に不便だと。それから、公区長さんにもお話を伺いました。例えば結いの森…あの周辺にお店が…お店といっても日常生活

に関するちょっとしたもの…食料品などがあれば、大きな店でなくても非常に便利なんだけどなというお話が多くありました。

そこでですね、例えばですけども、今、町長の答弁の中では事業承継というか…今あるお店を継続することも非常に大変な時期だと。そこで新たな店というのは非常に厳しいだろうと。そこで、外からの力を借りて、例えば道内でチェーン店を展開する企業とか…そういうところの誘致などを検討されていくお考えというものはありませんか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 人口が3,000人規模になってくると、確かに業態においてはゼロの業態があるわけでございまして、大変町民の皆さんには不便を感じているのではないかと考えております。

最近では食品が…非常に店舗数が少なくなってきたり、あるいはまたクリーニング店が1件も無くなったり、こういうことが起きているわけでございます。

その一方で、地元にあります食品店の…一定程度は小規模な町にとっては大型店になりますけども、こういうところの協力もいただきまして、商工会がアプローチをしてですね、地元のしおりんポイントの参加などもしていただいているということで伺っております。

そういう意味では、消費者の方々が既存店の利用を上手い具合に活用していただいて、そして消費を少しでも補っていただければと思っているところでございます。

また、末広公区のお話が出ておりましたけども、末広公区は非常に規模の大きい所でありまして、240世帯、450人ほどが居住してございます。そういう意味では、その地域に店舗が無いということで不便を感じているところではありますが、これがもし出店して、果たしてこの450人の中で収支が…事業者の方が…合うかどうかという課題も出てまいります。

そういう意味では、回遊している事業者の方々を利用していただいたり、通販やあるいはまた既存店…少し遠くなりますけども、車などを利用していただいてですね、そして消費を補っていただければ幸いかと思うところでございます。以上です。

○議長（近藤八郎君） 1番 斉藤議員。

○1番（斉藤好信君） 買い物に不便な方というのは、当然…移動手段が限られている。

徒歩でやらなくちゃならないという方が多いということをもっと知っていただきたいということと、それから、町長も私たちも一政治家として、住民が不便を抱えているところを補うとか、そういうことをしていくのが非常に大事だというふうには思っているんですね。

それからですね、先ほど言った移送サービス…これは先ほど言われたとおり、例えば乗り合いタクシーとか、それから移動販売とかありますけども、これは前回もいろいろ御説明しましたが、愛知県の豊根村というところでやっている…通称「おつかいポント便」という名前で5年前から行っているものなんですね。改めて説明しますけども、地

域というのは郵便局の人が必ず…例えばAさん、Bさんとあつたら、毎日Aさんの所に持っていくわけじゃないけども…地域を回られていると。そこに契約ですね…いわゆる郵便パックみたいな感じの…そういう取り組みですけども、そして中に商工会が入って、事務委託をします。そして輸送代を町で助成していくという取組です。去年の時点で…今年も電話で連絡を取っていろいろお聞きしましたけども、約30件程度の申し込みがされています。例えばAさんが郵便局に口座を持つと…それがまず第一条件ですね。

それからAさんがB商店に豆腐とか卵とか…注文すると。注文したものを郵便局に…Aさんから注文が入ったので明日取りに来てほしいと。そして次の日に届けるという仕組みなんですけども、事務委託ですから…年間10万円だそうですけども…商工会にお支払いして、商工会は商店から請求書を頂いて、その請求書のコピーを持って郵便局でAさんの口座から引き落としすると。そのお金を商店に払う。つまり、Aさんは家にいて全て…品物を受け取って、それから代金も支払えるという仕組みなんです。

こういう仕組みですけども、豊根村というのは下川よりも人口が少なく、もっとも不便な所らしいです。大きな町に行くにはどっちに行っても1時間以上かかるそうで、当然車の無い方はできないと。そういう仕組みですけども、これからはこういう仕組みも非常に大事ではないかと思えます。30件で助成の金額としては大体100万円ぐらい、それと事務委託の10万円。こういう仕組みです。これは買い物弱者ですね、それから地元の商店の維持活性化という取組だということです。

それから、やはり下川と同じく買い物に支障を来す高齢者が増えてきたと、これはですね、一つはですね社会インフラだというふうに思うんですね。その整備をしていかななくちゃならない。下川も高齢化率は40%ですけども、その村は50%に達しているそうですが、これは将来的に移動販売もそうですけど…決まった場所に行くというのもこれまた不便な事を感じていますね。

それから、乗り合いタクシーで買い物に行く、本当は介護予防の観点からいうと、やはり家から出てということも…これも非常に大事なんですけども、それさえもちょっと厳しい方というのは…こういう仕組みというのも大事だし、今後やっぱり検討すべきだというふうに思うんですが、いかがですか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 齊藤議員が仰ることは…否定するものは何もないと思います。

本町においては、総合的、体系的に、買い物弱者、買い物難民といわれている方々を少しでも支えていくことができたらいいなということを考えております。

その一つが、今仰いました…デマンドによる乗り合いタクシーでございまして、実は高齢者の方は在宅でいながら買い物をオーダーするよりは、自分が体を動かして買い物をしていくということに非常に生きがいを感じているとか…買い物をして病院に寄ったり、あるいはまたサロンに寄ったり、こういうところに一日の費やしをしているということで聞いております。そういう店舗があつたらいいとか、そういう仕組みがあつたらいいなという、そういう話は…あつたらいいなということでは聞いておりますけども、現実にそれがニーズとして一つの事業として成り立つかどうかというのは、しっ

かり検証していく必要があるのではないかと考えています。

また、ヘルパーさんやあるいはまた社協の中でも、そういう買い物弱者に対しての支援をしてございますので、そういうところで…全体的に考えながら、今後もそういう対策を図ってまいりたいと思いますので、御理解をいただければと思います。以上です。

○議長（近藤八郎君） 1 番 齊藤議員。

○1 番（齊藤好信君） 今、町長が仰った…外に出ていく…これは先ほど言ったとおり非常に大事です。しかしですね、中には、夏はいいんですけども、中成でもかなり奥の方に居た方は、運転免許を返納されて、夏は電気で動く…乗って…小さいものですけども、それで町に出てきて、病院に行って、帰るだけの蓄電はされるそうですけども、当然冬は乗れませんから、どうしても乗り合いタクシーを呼んだり…そういうふうにしていきますけども、ただ、こういう方が将来的に増えてきた時に、こういう仕組みも一つ考慮していただいて、検討の一つとして進めていくことも非常に大事だと思うんですね。

それから、例えば通信販売なんかでも…今問題になっているのは、特に今は行動自粛が行われていて、家に居る時間が多くて、特に通信販売のコマーシャルがバンバン流れて、今日本で一番利益を上げているのは通信販売じゃないかというふうにいわれてますけども、それでもですね、例えば詐欺のようなものに引っかかっていることもあるんです。一つの例ですけども、例えば1万円のもの初回は1,000円でいいですと…そして飛びつくところですね、問題になっているのは契約書の小さい字で書いたところに、初回限定の安い価格で買った時は、4回続けて買わなくちゃならないという一文が入っているそうなんです。そういうことで被害に遭われている方もいるし、通信販売が全部悪いわけじゃありませんけども、できれば下川にある商店が少しでも利益を上げられるように、そして住民の方が不便さを感じないように取り組むことも必要だと思うんですが。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 今、議員が仰ったこと…検討しているところでございます。既にタクシー会社にもアプローチをしたり、それから関係する方々にも聞き取りを少しずつしながら、将来…人口が2,500、2,000、1,500となった時に、果たしてそれが商売として成り立つのかどうか、また、支援していくウエイトがどのぐらい大きくなっていくのかと、こういうところをしっかりと把握していく必要があるんじゃないかなと思っています。

いずれにいたしましても、先ほど言いましたように、総合的に少しずつ判断をしながら、消費者の方々を支援してまいりたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。以上です。

○議長（近藤八郎君） 1 番 齊藤議員。

○1 番（斉藤好信君） 続いてですね、農業実習生の確保と支援についてということでお聞きします。

国におけるコロナ感染症対策の入国制限に伴い、下川町においても、例年、農家にとっては重要な農作業の担い手である中国人等の実習生が来られず、実習生の確保に非常に御苦労されたところです。コロナ感染の収束はまだまだ不透明であり、来年度もどうなるかが心配されております。

そこで、町としても側面から、この農家に来られる実習生の確保と支援を考えておくべきだというふうに思いますが、町長の見解を伺います。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 「農業実習生の確保と支援について」の御質問にお答えしたいと思っております。

昨年 12 月に中国河北省武漢市で初めて検出されました新型コロナウイルスは、急速に世界各地で感染拡大し、日本国内への水際措置として、中国を含む多くの地域が入国拒否対象地域として、外国人の入国が制限されているところであります。

本町におきましては、平成 8 年度より外国人技能実習生の受け入れ事業を実施しており、本年度も 4 月上旬の入国を目途に、耕種農家の実習を行う中国からの外国人技能実習生 17 名の受け入れを予定しておりましたが、政府は 4 月 16 日に緊急事態宣言を全国に発令し、農繁期を迎える 5 月となっても国内の新型コロナウイルスの感染拡大は収束せず、中国からの入国制限解除の目途も立たないことから、本年度の外国人技能実習生の受け入れを中止したところでございます。

このような状況を踏まえ、町は援農研修として 6 月 1 日から 12 日までの期間中に延べ 50 名の職員を派遣し、農作業体験を通じ地域農業への理解を深める研修を実施するとともに、人手不足に悩む農業者に対し、支援を実施したところであります。

現段階で、入国拒否対象地域からの外国人の入国制限は継続している状況であります。9 月 1 日には在留資格を有する外国人の再入国が再開されるなど、徐々に入国制限が緩和されてきている状況にあります。入国制限が解除された場合には、速やかに対応できるよう、外国人技能実習生受入協議会及び北はるか農協下川支所と連携を取りながら、技能実習生の受け入れ支援を進めてまいりたいと考えております。

また、外国人技能実習生が来町した際の新型コロナウイルス感染症拡大防止と町民の不安解消を図るため、技能実習生の生活環境を整備することで、安定的に外国人技能実習生を受け入れることのできる環境づくりは大変重要であり、農業振興上の支援が必要であると判断し、本定例会の一般会計補正予算におきまして、旧上名寄生活改善センターを外国人農業実習生宿舎とする改修事業に対する補助を補正予算に計上しているところでございます。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（近藤八郎君） 1 番 斉藤議員。

○1 番（斉藤好信君） 正にですね、今答弁があった…安定的に外国人技能実習生を受け入れる環境づくりというのは、非常にこれから重要だと思います。

中国人に限らず、日本全体としても労働力…技能実習生は研修目的ですけども、ある意味、この労働力というのは、今の日本人だけではなかなかこれから厳しいだろうと。

そこですね、現在、日本にいられている外国人技能実習生というのは、大体 26 万から 27 万人ぐらいいらっしゃるそうです。2019 年の出入国管理、それから難民認定法改正に伴って…どこが一番重要で…変わったかといいますと、柔軟な働き方が認められました…そういう方向性が示されました。特に下川にいられている特定技能 1 号の人というのは、例えば同じ業種内では転職も認めるという方向ですね。

それから、先ほど言った 26 万から 27 万人ぐらいの中で、農業関係は昨年度は 3,600 人、今の出入国管理法の改正に伴って、それを 7,300 人ぐらいまで伸ばしたいという目標を立てました。そして、5 年後には 18,000 から 36,500 人ぐらいまで増やしたいと。

ところがですね、このコロナの影響で…これが頓挫しております。

下川町においては、酪農も研修生が入られていますけども、今回ちょっと大変だったのは、特にトマトの栽培を行っている農家が非常に大変でした。トマトハウス栽培というのは、下川町にとっては今現在…一つの大きな…農業分野の中では基幹産業の一つだというふうに捉えておりますが、そこは間違いはないですか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 重要視していかなければならない産業であり、本町の林業とともに、農業の開拓以来、大事な産業でございますので、今後も支援を含めてしっかり支えていきたいと思っております。以上です。

○議長（近藤八郎君） 1 番 斉藤議員。

○1 番（斉藤好信君） 一部にはですね、トマトのハウス栽培を行う中で、規模を拡大してやっていく。例えば家族だけでやれば非常に負担のかかる場所ですけども、そこに技能実習生などを受け入れてやっていくというのは、これは一つの企業としては当然な事ですけども、そこを…今、町長の答弁があったとおり、大きな基幹産業の一つだということで認識をされているのであれば、そこはやはり支援をきちっと充実させることは非常に大事だと思います。

例えばトマトのハウス栽培だけに限らず、これはいろんな技能実習生を受け入れている企業…いろんな職種の企業であっても同じですけども、一つは今年来られた方が…例えば 4 月に入ります…職種によっては違いますけども…入られると。そこで、言葉の…1 号というのはある程度…日常会話の訓練というか、勉強はされてきますけども、それでも、ここはちょっと緩くて、なかなかコミュニケーションを図るのは非常に厳しい、そんなにそんなに全部喋れない。だから農家の方も身振り、手振りで教えますよね。コミュニケーションを図るのが大体 1 か月から 1 か月半ぐらい、例えばトマトでしたら、5 月に入れたら 6 月の半ばぐらいでやっこの仕事も覚えて、そして順調に行くと。そし

て10月の半ばぐらいで一つの契約が切れて…帰る。

ところが、お聞きするとですね、例えばAさんが今年来られても、次年度にまたAさんが来るとは限らないんですね。また別な方が来られると。そうすると、また同じことを教えなくちゃならない。農家を一つの企業というふうに見ると、非常に能率が悪いし、生産性も非常に悪い。

そこでですね、例えば中国の技能実習生がですね、先ほど言った入国管理法の改正に伴ってですね、これは1号の方はそうですけども、今年来られて、帰国されて、また来る…これはもう可能なんです。でも、これが帰らないで年間通じて仕事があれば、これは帰らないで居ることも可能なんです。

そこで、受け入れる側…実施者というんですけども、実施者にしてみれば、そういうふうには毎年…3年なら3年、4年なら4年…来られた方が、仕事の内容も分かっているし、非常に効率が上がると。

そういうふうにするにはどうするかというと、そこで一つの壁が…10月半ば…末で切れるところから、翌年の4月…始まるのは3月、4月でも、人手がいるのはやっぱり4月ぐらいというふうに聞きましたけども、そこまでの間、じゃあどうするかということなんですけども、そこで、私はですね…一つの提案ですけども、町の施設である特用林産物の栽培を行っているキノコ…一の橋の施設ですけども、そこで…今はお聞きするとお陰様で人出は足りて、順調に行っているということですけども、冬の間だけでも…そこでまたキノコ栽培なんか…研修ということで行うことは可能かということ、私もですね、札幌に外国人技能実習機構というものがあるんですけども、そこでいろいろお聞きしましたら、これは可能だということになっているんですけども、そのへんの把握はできてますか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 実態をしっかり把握しているかどうかという問題もありますけども、現実には冬期間だけ…そういう外国人労働者を雇用するということまでは考えてございません。

基本的には、通年で地元雇用を最優先してですね、少しでも所得に寄与できるようにしてまいりたいというのが基本でございますので、それを優先させていただければと思っております。以上です。

○議長（近藤八郎君） 1番 齊藤議員。

○1番（齊藤好信君） 一つのマッチングですけども、そうすると例えば今回のようなことがあっても、全国的に…例えば花卉栽培にしてもですね、いろんな面で大変で…御苦労されているんですが、これはですね…今回の改正法で変わって…今年の7月17日時点の技能実習移行対象職種というのが出てくるんですけども、ここに農業関係…2職種、6作業というのがあるんですね。私もはじめ…特用林産ですから…当然キノコは木から採るから…これは農業とちょっと分かれちゃうかなというふうに思ったんですけども、と

ころがですね、この移行対象職種…今言った2職種、6作業の中の製品のところに、例えば耕種農業職種というのがあるんですね。これは畑作野菜…これは露地栽培ですけども、それともう一つは施設園芸…ビニールハウス等の施設でやる…こういうふうに分かれていますけども、その製品の欄の所に施設で栽培されたキノコという項目があります。これもつまり同じ職種の中に入っている。だから別々じゃなくて…農業の研修生で入って、農業から建設業…これは駄目です。農業の分野の中で行くことは構わないよということなんですね。

それから、この施設園芸には…当然同じく入っているんですね。施設で栽培されたキノコ類…これは後で担当が調べれば分かることですけども…。

それから、露地栽培の中でもですね…これは1の1の2というところに載っていますが、野菜類という製品の種類の中に、やはり同じく施設で栽培されたキノコ類…これに従事してもいいということなんです。

ここはですね…私の調べている限りと…さっき言った…出先機関である外国人技能実習機構で調べた中では、これは可能だと。このへんもですね、受け入れは農協ですので、そこも…町としても側面からいろんな協議、検討されてですね…こういう方法もある。

それから、当然ですね…20人ぐらい来られた中で、全員が全員残りたいという方ではなくて、半分かもしれないし、3分の1かもしれませんけども、そのへんの意向も汲み取ってですね、こういう事ができれば…非常に農家さんは助かるんじゃないかというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 基本的にしっかり考えていかなければならないのは、実習と労働という…この区分けをまずきちっとしていかなければならないんじゃないかと思っています。

今、例示として、特用林産物のお話を頂きましたけども、現在はNPOの方で雇用して、そして町の施設の方に派遣していただいているということで、これはNPOとしても年間を通じた雇用をしっかり図っていくという上では、パートで季節的にだけ外国人を雇用すると、どうしても地元の雇用者の方々を…その程度休業させなければならぬという課題も出てくると思います。そういうバランスをしっかり考えた中で、外国人労働というところを取り組んでいく必要があるんじゃないかと思っています。

今、町内でも、中国人、ベトナム人など、労働者として少しずつ雇用が広がっているようでありまして、将来を考えていくと若年労働者が非常に国内では少なくなってまいりますので、当然…アジア地域を中心とした雇用というのはしっかり考えていく必要があるんじゃないかと思っています。それについて、町としても情報収集やあるいはまた事業者の方々のニーズというのをしっかり把握してまいりたいなと思います。以上です。

○議長（近藤八郎君） 1番 斉藤議員。

○1番（斉藤好信君） 今、町長の答弁の中で、労働と実習は違う…今私が説明したの

は実習ですから。技能実習の中にこれが入ってますよということで説明したので、町長…前回ですね、私が労働力と言うと、労働力じゃないと言ったので、あえて言わなかったんですけども、それで言葉を選んで…担い手とか言ったんですけども、今説明した…1の1の1と1の1の2の…つまり移行対象職種の中に…移行対象職種というのは技能実習をそのまま継続してできる分野ですよということを示した…そこを僕は今言ったんです。

だから、労働力でそっちに行ってくれというのではなくて、そこを分かってもらった方が話が早いんですけども。そこはいいですか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 当然それを理解した中での話でありまして、今、シイタケ栽培については、雇用のところで困っているということがないわけですし、そういう意味では、通年で…外国人労働者を実習生として受け入れるというのは非常に困難であるということと考えております。以上です。

○議長（近藤八郎君） 1番 斉藤議員。

○1番（斉藤好信君） 今はあれですけども…なかなか人が集まらないということがあったことも事実だし、今すぐやれというのではなくて、こういう方法も取り組んで、そして両方の…それこそ今言われた…労働力が確保されれば、これは非常に良い事だし…。

それから、例えばこれが可能な場合、農家の方も冬期間においては…そのまま実施者として、受け入れしている方をきちっと見ていくと。例えば一の橋に行くんだったら、その送り迎えとかですね、そういうことも…それが可能であれば、そこは協力していくという…お話もありましたけども、そのへんはもっと具体的になったら…煮詰めることですけども、その前の時点で…こういうことも今可能になったということで、例えば平取町あたりも花卉ハウス栽培をやっている、そこはですね…参考になればですけども…いろんな取組を考えて、通年で来てもらうようなかたちでやっていくという取組をやっています。そこらへんもお考えになってですね、今回のような事が…早く収束すればいいんですけども…いろんな事情で…それこそ農家で担い手が不足して、なかなか生産性が上がらないという状況が起きないように、それこそ行政としても…そういう取組も一つとして検討していくことも私は非常に大事だと思ってですね、今回こういう質問をしたんですが。そのへんはいいでしょうか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 当然そういうことも視野に入れながら進めていく必要があるとは思いますが、先ほど言いましたように、特産林産物についてはNPOに雇用の面を担っていただいているということがあります。町が簡単に…回答ができないわけ

ございまして、やはり雇用というのは非常に難しくてですね、やっぱり年間を通じてしっかり人材を確保するというのはハードルが非常に高いところがありますので、そこは安易な回答はできないところであります。

いずれにいたしましても、将来を見据えて、そういうことも視野に入れていく必要があるんじゃないかと思っておりますので、御理解いただければと思います。以上です。

○議長（近藤八郎君） 1 番 齊藤議員。

○1 番（齊藤好信君） 以上で質問を終わります。

○議長（近藤八郎君） これで齊藤議員の質問を閉じます。

ここで、換気のために若干休憩を取りたいと思います。

休 憩 午前10時59分

再 開 午前11時 3分

○議長（近藤八郎君） それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、質問番号2番、7番 小原仁興 議員。

○7 番（小原仁興君） 本年度は敬老会も中止となり、下川の礎を担ってこられた方々に労いの言葉もかけることはできませんでした。来年の敬老会は、是非このコロナを乗り越え、開催できますことを心より祈るところであります。

本日は、寿都町のいわゆる核のごみについて町長の考えを伺うとともに、新型コロナウイルスに対しましても今が一番落ち着いているものと判断するところから、今だからこそコロナについて伺ってまいりたいと考えております。

寿都町が高レベル放射性廃棄物の受け入れ検討の前段に当たる文献調査の申し込みをするとの一報が入ってから、その一挙手一投足は常に注目を集めているところであります。

北海道新聞は全道の寿都町を除く 178 市町村に緊急アンケートを実施、今月…9 月 1 日に北海道新聞にて、そのアンケート結果が公表されました。

その集計によりますと、寿都町を除く 178 市町村のうち 177 市町村は最終処分場を受け入れる意思も「ない」との回答をしておりましたが、1 市町村の回答が…受け入れるとしたものか回答を避けたのか分かりませんが、明記されておりました。

そこで、このアンケートを受け、本町の立場はどうであったのか確認します。

寿都町核のごみ最終処分場、文献調査、応募検討への道内市町村長の賛否を取った結果、「賛成」はなし、「答えられない」は 104、「反対」は 74 との結果であり、反対 74 の市町村は新聞掲載にて、その立場を示されております。

本町は「答えられない」としたようではありますが、なぜそのような回答になったのか、考えを伺います。

寿都町の文献調査を検討したことを受け、町長はどのように受け止めておられるので

しょうか。本町の立場としてどう対処していくのか伺います。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 小原議員の「寿都町の核のごみ首長アンケートの回答について」の御質問にお答えしたいと思います。

過去 50 年以上にわたり利用してきた原子力発電に伴って発生する高レベル放射性廃棄物などは、地下深くの安定した岩盤に埋設することから、原子力発電環境整備機構（NUMO：ニューモ）では、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律に基づき、施設建設地選定のための調査を行うこととしており、その最初に行う文献調査は、地質図や学術論文などを基にした机上調査であります。

このアンケートは、北海道新聞が、寿都町が原子力発電所から出る高レベル放射性廃棄物…いわゆる「核のごみの最終処分場選定に向けた文献調査への応募」を検討している問題で、同町を除く道内 178 市町村長にアンケートを実施したもので、私にも取材があり、その結果を 9 月 1 日の朝刊で報道されました。

1 点目の「最終処分場の受け入れに関しての本町の立場」につきましては、私の答えとしては、農業や町民生活への不安等への影響、地域のイメージへの影響・低下を考慮するとともに、本町は国の科学特性マップにおいても「最適地」とされておらず、他の市町村長同様、受け入れの意思は全くありません。

2 点目の「寿都町の核のごみ最終処分場調査応募検討への賛否」につきましては、寿都町が検討しているところであり、近隣市町村でもなく、その背景や詳細がわからないことから、「賛否については答えられない」とお答えしたところであります。

3 点目の「そのことをどう受け止めているか、どう対処していくか」でございますが、2 点目の答弁と同様に、報道のみの情報により詳細が不明なことから、お答えは差し控えたいと思います。

以上のことから、今後の寿都町及び近隣市町村の動向や、国、北海道等の対応等を注視していきたいと思っております。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。以上です。

○議長（近藤八郎君） 7 番 小原議員。

○7 番（小原仁興君） まず、基本的なところから伺います。

町長、今回のアンケート…町の立場としての回答でしょうか。それとも町長個人としての回答でしょうか。

○議長（近藤八郎君） 町長。

○町長（谷 一之君） これはあくまで私個人としての考え方でお答えしたものでございます。以上です。

○議長（近藤八郎君） 7番 小原議員。

○7番（小原仁興君） 私も大変不勉強でありまして、本町は、このような核の地層処分とは全く関係がないものと思っておりましたが、1980年に動燃…現在の原子力機構によって、三菱金属所有の銅鉾山の廃坑を利用して貯蔵可能性を探る基礎試験をしておりました。そのことが町民の不安となり、それを受け、下川町議会は1981年1月「下川鉾山における岩石透水試験等特別委員会」を設置し、審議の結果、核については受け入れないとした決議をしたところであります。

その後、当該銅鉾山は休山とともに、その基礎研究を3年程度で終えたものでありますが、そんなこともあってか、今までも町民同士の間では、鉾山の廃坑利用として核を入れたらいいとの話は、私自身…割と聞くことが度々ありました。今回の事柄をきっかけとして本町内でも再び囁かれているようであります。

そんな本町の歴史から鑑みても、持続可能ではない要素の含んでいるこのような事柄に対し、明確な反対の意思を示すことは、私は、あっても良かったのではないかと思うところでありますが、町長個人の意見ということで回答はいただきましたが、それはできなかつたのでしょうか、回答を求めます。

○議長（近藤八郎君） 町長。

○町長（谷 一之君） 1980年、1981年の話題がございましたけども、あれから40年経過して、社会情勢も大きく変わっております。東日本大震災前には、北海道内の電気事情からいくと、原子力に依存していたのが4割ある。全国平均で25%ぐらいですので、北海道は圧倒的に多かったということが言えるわけでありまして。こういう事情も40年の経過の中でございますし、社会情勢が大きく変化してきたというのも踏まえて、この文献調査については私自身も実態が分からないというのが本音でございまして、そこで不明であるという…そういう回答をさせていただいたところでございます。

しかし、個人的には、やはり40年前と同様、核に関する様々な事業については受け入れはし難いと、そういう判断を個人的にはさせていただきました。

万が一、こういうことが我が町に求められた時には、やはり議会や町民の皆様と協議の場をつくっていきながら、最終的な判断はしていかなければならないことがあろうと思いますが、現状では本町にそこまでの話はないというところでございます。以上です。

○議長（近藤八郎君） 7番 小原議員。

○7番（小原仁興君） 9月11日の北海道新聞の報道によりますと、泊原発を起点として南側の寿都町、その泊原発から15km北上した神恵内村も、地元商工会が議会へ文献調査の検討をするよう請願し、本日、その概要が北海道新聞で報道されたところであります。また、正に本日、神恵内村議会でその取り扱いについて審議するとの報道もございました。

このように寿都町をきっかけに、神恵内村などが手を挙げていけば、ハードルはどんどん下がっていき、雪崩をうったように次々とほかの市町村が手を挙げていくのではと、

道は非常に危惧しているとのことでありますが、このような動きは本町または北海道全体にどのような影響があるのか、町長の所見を伺います。

○議長（近藤八郎君） 町長。

○町長（谷 一之君） それについても、私としては判断ができないところでございまして、今後推移を見守っていくしかないのではないかと、このように考えております。以上です。

○議長（近藤八郎君） 7番 小原議員。

○7番（小原仁興君） 今回の北海道新聞のアンケートは「答えられない」とした回答が多かった反面、反対を明言した市町村長にあっても、「全く受け入れられない」とした意見から、「財政を鑑みた場合、そのような事に舵をきることもある程度は理解する」とした意見など、財政課題の解決に苦慮をにじませる発言があったりと、首長の実直な意見が見られ、これらの記事は私個人としては大変興味深い記事でありました。

北海道議会も2000年10月に、幌延町の地層処分の研究から貯蔵へシフトするのではと…そういう可能性の高まりから、北海道に核の地層処分は受け入れないとした…いわゆる「核抜き条例」が可決され、本町も先ほど御案内したように1981年に特別委員会の審議の末、核の受け入れは町議会としても受け入れを拒否しているところでありますが、町長はこの二つの議決は今も有効であると考えていますか、回答を求めます。

○議長（近藤八郎君） 町長。

○町長（谷 一之君） この時点での議決というのは非常に有効であるとともに、現状も維持しているものと考えております。ただ、40年の経過の中で、住民感情ですとか、あるいはまた様々な判断材料とか、こういうものが変わってきておりますので、一定程度は今後推移を見守っていかなければならないと考えております。以上です。

○議長（近藤八郎君） 7番 小原議員。

○7番（小原仁興君） 次の質問にいきたいと思います。

日本でコロナウイルスを確認してから、今もなおコロナウイルスに振り回されております。しかし、北海道での発症件数は、昨日公表された罹患者もひと桁で推移していることから、今が一番落ち着いている状態であり、発生件数の底の状態であると理解しております。落ち着いている今だからこそコロナについて質問をしたいと思います。

政府の目玉政策でありました特別定額給付金の給付率は本町はどの程度であったのでしょうか。また、未配布があった場合は、それは辞退であったのか未申請であったのか伺います。

本町で新型コロナウイルスの発症者が発生した場合、どのような手続きが踏まれ、収束を図っていくのか、回答を求めます。

9月7日の北海道新聞報道によりますと、8月の調査で、本町は、マスク・消毒液・間仕切り・段ボールベッドの備蓄がいずれも不足をしていると回答しているようでありました。これは避難所の数、要支援者の人数の想定や支援想定日数により、備蓄量は自治体によって大きく変わるものと考えております。

本町の備品4品の不足量はそれぞれどの程度不足しているのか。また、これに限らず非接触体温計など、コロナ対策も同時に対処する想定の下、今後更なる装備など、必要な資材があるものなのか回答を求めます。

○議長（近藤八郎君） 町長。

○町長（谷 一之君） 「今こそコロナについて」の御質問にお答えしたいと思います。

御指摘のとおり、これからの時期、気温が低下し乾燥するとともに、室内で過ごすことが多くなり、新型コロナウイルス感染症の再流行が懸念されるところであります。

1点目の「定額給付金の給付率と未配布」につきましては、基準日における特別定額給付金の対象者は3,228名であり、5月1日に申請書を発送、7日より申請書を受理、8日から特別定額給付金を支給してまいりました。

最終的な給付者数は3,227名であり、給付率は99.97%であります。

なお、1名の方は、特別定額給付金の取扱通知に基づき、単身世帯の世帯主が申請前に死亡した場合、支給対象外となるため、支給できなかったものであります。

2点目の「本町で発症者が発生した場合どのような手続きが踏まれ収束を図っていくのか」についてであります。新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合、名寄保健所が感染者や感染状況を把握・判断し、その対応を行うこととなっております。

町といたしましては、「下川町感染症対策マニュアル」に基づいた対応を行いますが、あくまでも名寄保健所からの指示・指導に基づき、必要な対策を講じていくこととなります。なお、感染者の情報につきましても、公表された情報以外は、町にも情報提供されないこととなっているため、町民の中には不安などの相談が寄せられることも想定されますので、感染の拡大防止と町民の不安感を取り除くことができるよう、慎重に対応してまいりたいと考えております。

また、引き続き町民の皆さまの御協力と御理解を頂きながら、感染予防対策を図ってまいりたいと考えております。

3点目の「9月7日の北海道新聞における新型コロナウイルス関係の備蓄品」につきましては、第2回定例会及び第2回臨時会で議決を頂き、新型コロナウイルス感染症の対策品の購入手続きを進めてまいりましたが、医療機関等に優先的に納品されてきたことから、入手に苦慮したところであります。

さきの新聞報道のアンケートからは改善されており、サージカルマスク2,000枚とN95対応マスク500枚、段ボールベッド50床、消毒液5本、除菌タオル5箱を備蓄しているところであります。

不足している物品等につきましては、消毒液10本、間仕切り12セットと追加の段ボールベッド8床であります。10月中旬までには備蓄できる予定であります。

そのほか、非接触体温計2個、ポータブルトイレ2セット、感染症防護服10セットなどを確保しております。

また、部屋などの空間消毒のため、関係機関への聞き取りから有効性が確認されているスチームクリーナーの購入を進めており、現状においては、資材は整うものと考えております。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（近藤八郎君） 7番 小原議員。

○7番（小原仁興君） 私、今回、この一番最初の質問をしてよかったなと正直思っております。大変担当課…苦勞されながら、この任務に当たっていただいた。実質100%の配布率であったこと…これ高く私も評価したいと考えております。苦勞の中で…こういう特殊性のある配布に対して、共助をもってやっていただいた、これは私も町民を代表しながらお礼申し上げたいと思います。

今回の特別定額給付金は、日本国民誰もが享受できる事業でありました。一義的には誰一人取り残されることがあってはならない事業であること…これは町長も強く意識されてのことだと思います。だからこそいち早くこの事業に着手したものと理解しております。

一方で、町民の周知と同時に、速やかな配布も課題としてあったのかと思います。おそらく町民の8割ぐらい…速やかな配布は…そう苦勞しなくてもできたものとは思いますが、残り2割ぐらいになると途端に処理が鈍くなっていく。担当課にはそこから先の処理は非常に苦勞されたものとお察しします。本町の人口規模は、そうであっても目が眩むほど大きい人口規模ではないものと私自身思っております。このような特殊性のある一律配布においては、取り組むスピード感もさることながら、短期間で処理を終了することも町民の福祉に寄与するものと考えますが、今後もこのような視点に立ちうるものなのか、町長の考えを伺います。

○議長（近藤八郎君） 町長。

○町長（谷 一之君） 今回の定額給付金については、道内でもおそらく1位、2位のスピードで支給することができたのではないかと自負しているところでございます。

それをもって、これも以前…答弁の中で申し上げましたけども、商工会が取り組んでございますふるさと商品券…これが5月の中旬に販売開始となって、これが定額給付金が非常に誘導されたのではないかと考えております。

そういう意味でも、やはりスピード感を持って、こういう対応策というのをしっかりと練り上げ、そして実施していくことが大事だと認識してございますので、今後もスピード感を持って進めてまいりたいと思いますので、御理解いただければと思います。以上です。

○議長（近藤八郎君） 7番 小原議員。

○7番（小原仁興君） 本町の備蓄に関しては、実は昨日の北海道新聞にも…その詳細が載っております。9月15日の北海道新聞…興味がある方は目を通していただきたい

と御案内したいと思います。

町長は、段々…コロナも落ち着いてきて、札幌だとかそういうところに…本町の利益のために動かれること…段々多くなってきていると思います。

そこで、ちょっと個人的な質問になって大変恐縮なのですが、町長の携帯電話には政府の推奨する接触確認アプリ「COCOA」がダウンロードされているものなのか確認を取りたいと思います。

○議長（近藤八郎君） 町長。

○町長（谷 一之君） ダウンロードしております。

○議長（近藤八郎君） 7番 小原議員。

○7番（小原仁興君） 政府が推奨しているCOCOAは、6割の普及率で機能するものといわれておりますが、最近、4割でもちゃんと機能するのではないかと…そういう見解も…目標値を下げたといえれば下げたのかもしれませんが。日本では今でも20%程度の普及率だと聞いてございます。しかしながら、実際この機能で告知されたことにより受診をするきっかけとなって、陽性者発見に結びついた事例もあったようでございます。

本町のような人口規模の小さい地域においては、日本国の6割普及は道程は遠く見えますが、本町の普及率を上げていくことは小さいコミュニティの防疫観点からも有効だと私は考えます。

そこで、飲食店にCOCOAのQRコードを表示するなど、更に一步踏み込んだ普及促進、町を挙げてのダウンロードの呼びかけは相互の感染リスク回避の上で有効かと考えますが、その考えはあるのでしょうか。回答を求めます。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 担当ではまだ検討していないところであります。

○議長（近藤八郎君） 7番 小原議員。

○7番（小原仁興君） 本町でも…3,000名程度ですかね…6割といたら…それこそ1,800人の普及でその6割をクリアしていくということですので、私の方から、できれば普及促進をしっかりと進めながら、本町の役場関係の出張に出られる方、または周辺の方々から埋めていけば、この目標…そんなに高いハードルではないと考えております。考えていただきたいと要請したいと思います。

また、COCOAで告知されてもPCR検査に行ってもらわなければ意味をなさないこともまた事実であります。通常、対策をした上で、それでも罹患したものについては、その犯人捜しや責任追及をしましては自己申告ができなくなってしまい、かえって拡散リスクを広げてしまう。そのような観点から、滝川市など行政区では、そのような

差別につながることはしないと宣言しているところではありますが、本町はそのような宣言をするつもりはありますか。

また、COCOAの告知を受け、PCR検査に速やかに結びつけることが必要だと考えますが、接触確認アプリで接触したことが告知された場合、町民はどのような手続きをすることが望ましいのでしょうか、回答を求めます。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。
町長。

○町長（谷 一之君） これについては、いずれにしても保健所の指示に従って…私ども動くことになってございますので、本人から保健所の方へ連絡をしていただく、あるいはまた町を通して…そして保健所へ連絡するという、そういう対応策を図ってまいりたいと思います。

また、町民の皆様には、7月来、新しいシステムとしてLINEなどを使って、そして情報提供などもさせていただいているところでございます。

少しずつではありますけれども、そのようなかたちで仕組みづくりを進めながら、コロナ対策を図ってまいりたいと思いますので、御理解いただければと思います。以上です。

○議長（近藤八郎君） 7番 小原議員。

○7番（小原仁興君） 私は本日、農場に行って北海道新聞を見てから…この議場にやってきました。

最近、北海道新聞を見る時に…後ろの方からめくるんですね。何で後ろの方からめくるかといったら、コロナの発生件数が逐一報告されているからでございます。各地域でどのような広がり方をしているのか、私に限らず…興味を持ってチェックしている方は多いのだと理解しております。

しかし、居住地・年齢・性別非公表とする発表が一定数存在しており、発表情報であっても、コロナウイルス同様にどの地域にどれだけのリスクがあるか分からないといった不安要素がつきまとっていることもまた事実なのだと思います。

行政に入ってくる情報としては、非公表情報のマスキングされている部分は把握できないという答弁でありました。この報告に間違いはありませんか。

○議長（近藤八郎君） 町長。

○町長（谷 一之君） 基本的には公表できないということになっております。以上です。

○議長（近藤八郎君） 7番 小原議員。

○7番（小原仁興君） 公表できないということは、行政の一部分ではその情報は得て

いるという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（近藤八郎君） 町長。

○町長（谷 一之君） それは道や国からの情報の部分で得ているものもあります。

○議長（近藤八郎君） 7番 小原議員。

○7番（小原仁興君） 逆にですね、本町民が罹患したとして、対外的に居住地・年齢・性別非公表…こういう場面もあるんだと思います。

この場合は、行政として、さすがに情報は把握しているものと思うのですが、その情報は町民にどのようなかたちで公表されるのか、伺いたいと思います。

○議長（近藤八郎君） 町長。

○町長（谷 一之君） 基本的には、町では公表いたしません。

○議長（近藤八郎君） 7番 小原議員。

○7番（小原仁興君） 公表しないんですか。本町内で発生して、そのリスクが高まっているのに公表しないっていうかたちなんではないでしょうか。

○議長（近藤八郎君） 町長。

○町長（谷 一之君） これは、今、日本国では個人情報の問題がありまして、本人の意思を確認した中で公表ということが…国や道の方でしているというものでございます。

○議長（近藤八郎君） 7番 小原議員。

○7番（小原仁興君） 正直…想定外の答弁だったんで、ちょっと驚きを持って受け止めております。ということは、ちょうど本日…99名非公表者…出ているんですけど、逆説的な事をいったら本町の発生もあり得るという解釈でもよろしいのでしょうか。

○議長（近藤八郎君） 町長。

○町長（谷 一之君） 例えば上川管内という発表がありますから、こういうことも考えますとゼロとは言えないわけですよ…上川管内というエリアにするとですね。

そういう意味では、そこは町としてはそれを受け止めていくということしかないわけでありまして。以上です。

○議長（近藤八郎君） 7番 小原議員。

○7番（小原仁興君） そういうルールにのっとって動いているということを…これを通じて町民に分かっていって、それぞれが意識して防疫に取り組んでもらうということなんだと思います。これ…追及しても…ガイドラインとして決まっている以上は、これ以上突っ込んだところでどうしようもないということなんでしょう…分かりました。

インフルエンザもそうですが、ワクチンが出来ればコロナウイルスに対しても万全というわけではなく、罹患しても重症化が軽減できるということだけであり、このウイルスのやっかいなところは、病状が発症する前から周囲にウイルスが拡散すること、伝搬力が強くクラスターになってしまう恐れがあること、現状のウイルスでは今後大きくウイルスの性質が変異しない限り…この1年間をみましても…1年中このコロナウイルスのリスクと付き合っていかなければならないこと、そういうことなんだと思います。

幸い本町は今のところコロナウイルスの発症者は確認されておりませんが、その可能性は今でも常にはらんでおり、時間軸の経過とともに本町にコロナウイルスがきてしまう可能性が高まることも、これもまた事実なのだと思います。発症者の可能性があるだけで、それは誰だ、どこに行ったとまでなる。まるで罪を犯したかのような扱いを受けては、これから季節の変わり目で普通に風邪などひいて体調を崩した方々は、安心して病院に行けないことにもなってしまいます。自粛警察・コロナ警察などの過度な同調圧力は、本町では今のところ聞かれることはございませんが、一たびコロナが本町に発生すると状況は目まぐるしく変わるものと思います。

本町の同調圧力を弱める対策、これもまた施策として必要であるかと思いますが、対策を講じる考えはあるんでしょうか、回答を求めます。

○議長（近藤八郎君） 町長。

○町長（谷 一之君） その圧力というよりは、一定程度は道に依存して…特に保健所などの機関については指導を受けながら進めていかなければならないところがありますので、これは当然協議をしながら進めていく問題だと考えておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（近藤八郎君） 7番 小原議員。

○7番（小原仁興君） 下川町議会でも、議会として議会運営委員会を通しまして、新型コロナウイルス感染症拡大防止の取り組みについてという内容、事柄で、議長の方から…こういうふうに議員は行動指針を取りなさいよということを…議会運営委員会で諮られて、合議を得ながら、正式に8月26日に交付されたところでございます。

前回の全員協議会でも、議長の方から補足情報として、このような取り組みを議会としてやりましたと、理事者である町長に直接お伝えされたことは議員全員が確認しているところでございます。

この長期化するコロナの中で、役場職員、または役場に関わる方々に、ある一定のガイドライン…私も必要だと考えております。

しかしながら、町長…これ…その時の全員協議会では、作る…作らない…御回答いただけたような印象ではございませんでした。このことを受け、町長はこのガイドラインを行政サイドでも作るということを判断していただくものなのか、回答をいただきたいと思えます。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。
町長。

○町長（谷 一之君） 対策本部の会議の中でも、徹底して町民の皆さんへの協力、あるいはまた自粛や理解等を求めているところであり、町職員に対しても同様でございます。万が一、感染有事が起きた際の対応策…こういう点についても対策本部の中でいろいろ協議をしているところであります。

いずれにいたしましても、多くの人たちが行き交う場でございますので、十分に感染対策の対応ができるようにということで指示をしているところでございますので、御理解いただければと思えます。以上です。

○議長（近藤八郎君） 7番 小原議員。

○7番（小原仁興君） 今一度、回答を求めたいんですが…作るつもりがあるのか、作るつもりがないのか、再度回答をお願いします。

○議長（近藤八郎君） 副町長。

○副町長（武田浩喜君） 今、町長が申し上げたとおり、本部会議の中で、職員向けには…例えば出張の取扱い、それから視察の受入れの取扱いなどについて協議をし、決定事項についてはその都度、職員に周知をしているということですので、改めて全体を網羅したガイドラインを作るということは今のところ考えてないということでございます。

○議長（近藤八郎君） 7番 小原議員。

○7番（小原仁興君） これはあくまで私の個人的な意見として申し上げます。そのまま出来ているんだったら、作って公表したらいいんだと思うんですよ。ただ単にペーパーに写してホームページに…そんな簡単な処理じゃ済まないんだとなるのかもしれないですけど…分からないですけど。対外的に見せることも行政の役割としては…こんなことで争点にするつもりはもろんなかったんですけど…作って公表するぐらい…こういう指針で動いているんだなど。下川町のホームページで議会で定めたもの…公表しています。それだけのことだと思うんですけど、難しいですか。

○議長（近藤八郎君） 町長。

○町長（谷 一之君） 実は、都度…本部会議によって状況が変わってくるんですね。

ですから、逆に戸惑いが起きてくる可能性があります。例えば福祉施設や病院等のお見舞いに来た方々、あるいはまたその時の職員の対応、こういうところが…本部会議で確認しながら都度やって、そして指示や方針を出しているというものでございますので、そこはきめ細かに方向性を発表して、そして職員がそれを遵守していただくという、そういう対応の仕方を町としてはしてございますので、御理解いただければと思います。

○議長（近藤八郎君） 7番 小原議員。

○7番（小原仁興君） 食い下がって申し訳ないです。私どもも逐一…細かいことを書いてあるわけではないんです。町長見ましたよね…これ。

今回、議場に一般の傍聴者の方…入られております。その都度…どうしましょうかと議長にお諮りを受けて、議長がいいですよと言って許可を得ながら、その都度状況を変える。進行の部分はここに従ってやりましょう…それだけのことですよ。あけぼの園に入る…入所者がどうか、そういう部分ではなくて、コロナに対して、我々襟を正しながら、こういうふうにご注意しながらコロナと向き合っていきますという宣言です。

だから、各論のことで言っているわけではないし、行政と議会がそういうふうに取り組む姿勢を見せること、これは下川町民に対しても…そういうふうに取り組んでいるんだなというメッセージになり得ると思うから、どうです…作った方がいいですよと私が言っているところであります。

もうこれ以上、聞くつもりはございませんが、答弁してください。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 問題はですね、いろんな対応策を図っていかなければならない。議会として頂いたもの…これはこれで非常に敬意を表したいと思いますが、町としては本当にきめ細かなところまで対応策を図っていかなければならない。それを本部会議で確認し、そして指示、方針を出すという…こういう方法を本町としてはしておりますので、方法論としての考え方を町としては…その選択を今しているところでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（近藤八郎君） 7番 小原議員。

○7番（小原仁興君） 前にも言ったこと…繰り返してあれですけど、本日も言いました…IP電話で町民に向かって発信する。今回の事も…お金そんなにかかるとも思わない。繰り返すけど、町議会として出しているのって…そんな各論の事を書いていることもないです。それ以上言わないって…言っちゃいましたけど。

本日はこれで質問を閉じたいと思いますが、本町として発症者が不幸にも出たとしても、これ…同調圧力っていういい方…広く共通語として出ちゃって…私言ってるんですけどね。我が家でこんな事ありました…朝、タブレットで見ていたら、「あっ」って…「どうしたの」って、そうしたら「俳優の誰れさんがコロナに罹っちゃった」と。別

の日になって…「あっ」って…「どうしたの」って、「誰れさんがコロナに罹った」と。

そうしたら…さすがにね…「あんたね…イメージ悪いよ」って…「そんなに悪い事してないじゃない」って…「普通に過ごしていてコロナに罹った…ただそれだけのことでしょ…みんながなり得ることなのに…あんたの言ってる事って、犯罪でもやったかというぐらいの表現だよ」と非常に叱られて、私もそういう要素あるんだと。できるだけ中立、公正、公平にいきたいと…これは自分に言いかけさせているんだけど、それでもこういうふうバイアスのかかった目線で人から見られると…これ二次的、三次的に被害を受けちゃう人が出てきたら…こんな不幸な事ないですよ。

だからこそ滝川市では…御存知のとおり…そういうような侮蔑的な目で見ないよということによって、町としてのスタンスをしっかりと示しているんだと思います。そういう部分のケアも留意していくこと…これから大変大事だと思います。

最後に、そこらへんも含めて町長の所見を伺って、本日の質問は閉じたいと思います。

○議長（近藤八郎君） 町長。

○町長（谷 一之君） このコロナについては、本当に収束が見えない中で、どの自治体も大変苦慮して対応策を図っているものと考えております。

また、今、小原議員が仰ったように、一人の陽性反応が出た人に対して、あるいはまた可能性のある…そういう情報に対して、誹謗中傷があるという…このへんについては、私も告知端末を使ってメッセージを送って、町民の皆さんに…そのような事がないように協力を頂きたいということで発信をしているところであります。

今後もそういう状況をしっかりと鑑みながら、情報発信をするとともに、町民の皆さんの協力を図ってまいりたいと思いますので、御理解いただければと思います。

○議長（近藤八郎君） これで小原議員の質問を閉じます。

ここで、13時15分まで休憩といたします。

休 憩 午前11時46分

再 開 午後 1時14分

○議長（近藤八郎君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、質問番号3番、5番 我孫子洋昌 議員。

○5番（我孫子洋昌君） 今回、私は、大問で三つの項目について一般質問をいたします。それぞれ一問一答形式で行いますので、よろしくお願いいたします。

大問1です。町営墓地の管理状況および合同墓設置についてという質問項目です。

少子高齢化に伴いまして、墓の維持管理が各家庭にとって負担感が増している中、近隣の土別市では、平成29年から合同…合葬墓といういい方もできますが…今回は合同墓というかたちで言います。名寄市も今年度整備し、来年度からの受け入れを予定しております。

そこで、下川町の町営墓地の状況及び今後想定される課題について、町長に以下の 3 項目で見解を伺います。

一つ目です。墓地使用者の中で、町内在住の方と町外在住の方が占めるそれぞれの割合と過去 5 年間の傾向について、お伺いいたします。

二つ目です。少子化及び墓地管理の難しさから、墓地を返還…いわゆる墓じまいですね…こちらを行って、町外の墓へ移転する事例について、お伺いいたします。

三つ目、今申し述べました…名寄市や士別市の傾向を踏まえ、合同墓の設置を求める町民の声がございしますが、町としてはどういった対策を考えていますか。

以上、お伺いいたします。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 我孫子議員の「町営墓地の管理状況等について」の御質問にお答えいたします。

御指摘のとおり、士別市では平成 29 年 5 月より供用を開始しており、名寄市では令和 2 年度に事業に着手し、令和 3 年 4 月の供用開始を目指しています。

1 点目の「墓地使用者の町外割合、過去 5 年間の傾向」につきましては、現在の墓地使用者は 1,179 件となっており、町内在住者は 764 件、町外在住者は 415 件であり、その割合は、町内在住者が 64.8%、町外在住者は 35.2%であります。

平成 27 年度からの 5 年間の新規の使用者数は 11 件で、町内在住者は 9 件、町外在住者は 2 件であります。

一方、返還数につきましては 48 件となっており、町内在住者は 4 件、町外在住者は 44 件であり、使用は町内在住者が多く、返還は町外在住者が多い状況で、墓地使用全体では減少傾向にあります。

2 点目の「少子化及び墓地管理の難しさから、墓地を返還し、町外の墓へ移転する事例」と 3 点目の「近隣自治体の傾向を踏まえ、合同墓の設置を求める町民の声があるが、町としてどのような対策を考えているか」につきましては、平成 27 年度からの 5 年間で 44 件の改葬がありました。内訳は、町内のお寺への納骨は 13 件、町外のお墓などは 31 件となっております。近年、下川町におきましても墓地の返還が増える傾向にありますが、その多くは町外在住者で、遠方からの墓参りが大変なため、ご自分の居住地のお墓に改葬する例が多いように見受けられます。それ以外としては、お寺に永代供養してもらうなど、何らかの形で将来的にも供養することを重視していると考えられます。

合同墓は、様々な理由で個別にお墓を建てることができない人が利用し、埋葬のみを目的としていると思いますが、本町においては現在そのような声は寄せられていないことから、今後の状況を見てまいりたいと考えております。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（近藤八郎君） 5 番 我孫子議員。

○5 番（我孫子洋昌君） 今、町長から答弁がありました。本町においてはそのよう

な声が寄せられていないというふうに…今答弁がございましたが、私の下にそういった声が住民から寄せられたということで今回の質問に至っているということ…ここで伝えたいと思います。

一つ目の項目なんですけど、下川の墓地の規則に関しましては、町外在住の方が墓地使用者ということになった場合、町内に代理人を置くという規定があります。この代理人の方なんですけれども、もちろん使用者の方との連絡や…そういったことをするほかに、墓地の維持管理…そういった責任も負うものでしょうか。

後、墓地の管理状況ということで関連しますけれども、使用料金は1回のみ支払いということになるんですけど、これまでの間、消費税の税率が何回か変わっていますけれども、この料金の改定というのは今後もなさらないという予定なんですか。

○議長（近藤八郎君） 高橋税務住民課長。

○税務住民課長（高橋祐二君） 代理人につきましては、墓地の管理もしていただくこととなります。

利用料金なんですけども、1回限り、使用に関してのみということになっております。

手数料につきましては、今のところ改正のところはございません。

○議長（近藤八郎君） 5番 我孫子議員。

○5番（我孫子洋昌君） 代理人の件なんですけど、町民の方自体も高齢化していくという状況にあり、代理人の方も高齢化していくということが想定されます。場合によっては、代理人の方が一つならずとも…複数の区画を面倒見ることが想定されますけれども、そうすると代理人の方がかなりの区画を管理しなければならないといった状況も想定されますが、代理人の方が管理する区画というものは…上限みたいなものは特に設けているのでしょうか。それとも、場合によっては10も20も代理人の方が面倒をみるというようなことも予定はされているのでしょうか。

○議長（近藤八郎君） 高橋税務住民課長。

○税務住民課長（高橋祐二君） 代理人については、人数については…把握していないんですけども、数については規制はなかったものと思います。

○議長（近藤八郎君） 5番 我孫子議員。

○5番（我孫子洋昌君） 先ほどの町長の答弁にもあったとおり、下川の墓地区画を利用する人が減少している傾向があると。そうすると町営墓地を維持する規模について、議論、検討していくと。

今1,179件の利用があるということなんですけれども、これについても…適正規模というんですか…そういったものについても議論していく必要があるのかと思いますが、返還時については、使用料を返却するか…しないとか…という規定は、特に条文の中には

…1 回納めるという規定はあるんですけども、返す時には返却しないという規定が特にないんですけども、それは返却しないというような位置づけでよろしいのでしょうか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。
高橋税務住民課長。

○税務住民課長（高橋祐二君） 返却につきましては、もう使わなくなったら自主的にお返しいただいているような状況でございます。以上でございます。

○議長（近藤八郎君） 5 番 我孫子議員。

○5 番（我孫子洋昌君） 墓地の規模っていうんですか…今 1,179 ですか…これを維持するのか、もうちょっと増やしていくのか…一時的に増えるんでしょうけれども…段々、下川の墓地としてはこれぐらいの数が適正じゃないかという…そういった見込みといったものは何か持ち合わせていますでしょうか。

○議長（近藤八郎君） 高橋税務住民課長。

○税務住民課長（高橋祐二君） 今現在、1,179 件の区画がございます。残りがですね…136 区画ございまして、合計で 1,315 区画ございます。今現在はその区画で維持していきたいというふうに考えておりますが、先ほど町長が述べましたとおり、今後、段々減っていくことになれば、それを見直していくことも必要なというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（近藤八郎君） 5 番 我孫子議員。

○5 番（我孫子洋昌君） 再質問の冒頭で述べたとおりなんですが、名寄市…士別市も住民へのアンケートなり意向調査を実施して、そういった求める声が多かったということで合同墓の設置、整備といったことに至っている。

下川町としては、そういった住民の要望について、何かしらのアンケート調査なり意向調査…そういったことは実施されたのでしょうか。なかなか町の方に…担当課に向かって、そういう…合同墓の設置を求める…正面切って伝えるというのは…なかなか住民にとっても勇気がいるということになるかと思うんですが、要望する声を拾うという…そういうような取組はこれまでなされたのでしょうか、お答え願います。

○議長（近藤八郎君） 高橋税務住民課長。

○税務住民課長（高橋祐二君） 今まではそのようなアンケートを実施したということはありません。

今後につきましては、今回…問題提起を頂きましたので、アンケートまではできないかもしれませんが、少しアンテナを高くして情報を収集していきたいというふうに

思っております。

○議長（近藤八郎君） 5番 我孫子議員。

○5番（我孫子洋昌君） 上川管内ですと旭川市が…こちらは周辺の鷹栖、東神楽、当麻、比布、愛別、上川、東川、美瑛と…そういったところと共同で合同墓を設置しているといった事例もあります。

今回、名寄市の動きについて、下川と一緒にやるといのはなかなか…現実的には難しいかもしれませんが、名寄が予定している1,500体のうち、幾ばくかを下川の枠に充ててもらいたいとか、そういった検討とか、そういったことができるのかどうかについても町の方で検討してもらえないかというふうに思うんですが、このあたりについては何か意向とかありますでしょうか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。
高橋税務住民課長。

○税務住民課長（高橋祐二君） このたび、我孫子議員から御質問を頂きまして、士別市が平成29年から行っておりますので、電話で確認させていただきました。

士別市では、名寄市と同じ1,500体で、3か年で約200体が入っていきまして、初年度が非常に多かったそうです。その後、年に20から30ということで、人口規模からいくと下川に換算すると3体から5体ぐらいということですので、御指摘のとおり下川だけというよりは近隣も含めて…そういうところを情報収集していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（近藤八郎君） 5番 我孫子議員。

○5番（我孫子洋昌君） いろいろな施策について、これまでも一般質問などをしてきた際に、下川町の規模であるといったことを理由に、なかなか一歩踏み出すことができない…そういったこともしばしば町長の方から答弁がありましたが、この件については、安心して一生を終えると…残された者に対して…残された者がいればそういったことも…残された者が心配すればいいかもしれませんが、残す者がいないという状況にある住民の方も…お子さんがいらっしやらないとか、そういった住民の方も中にはいますので、是非そういった方々の安心のためにも速やかな検討及び実行をお願いしたいと思うんですが、このあたりについて、町長から一言、何かありますでしょうか。

○議長（近藤八郎君） 町長。

○町長（谷 一之君） 担当課長がお話したとおり、状況を少し鑑みたいなど思っております。後は、名寄市はこれからですけども…士別市、名寄市…そういうところの合同墓を利用できるかどうかという…そのへんもこれからいろいろとアプローチしてまいりたいと思います。以上です。

○議長（近藤八郎君） 5番 我孫子議員。

○5番（我孫子洋昌君） それでは、次の質問項目に移ります。

大問2です。町民の交通安全対策ということで、お伺いいたします。

町内の交通安全に関して、使用頻度の極端に低い信号機の撤去を検討するなど、町内の交通事情を施策に反映させている一方で、依然として危険を感じる道路状況があります。

それでは、3点、町長の見解を伺わせていただきます。

一つ目です。町の中心部を一定程度範囲指定して、自動車の制限速度を時速30km以下に設定する「ゾーン30」を導入し、町内での更なる交通安全の啓蒙を行うべきだと考えるが、いかがでしょうか。

二つ目です。高齢者や車椅子の利用者、また視覚障がい者などが安心して通行できるように、歩道の段差解消をはじめとした取組を進めるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

三つ目です。町道に自転車走行帯を表示するなど、自転車走行の安全確保の取組を検討する予定はありますでしょうか。

以上、お答え願います。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 我孫子議員の「町民の交通安全対策について」の御質問にお答えしたいと思います。

御指摘のとおり、人口の減少や公共施設の新設・廃止に伴い、横断歩道等の見直しとともに、交通安全の啓発が必要だと考えてございます。

1点目の「町の中心部を一定程度範囲指定して、自動車の制限速度を時速30km以下に設定する『ゾーン30』を導入し、町内での更なる交通安全の啓蒙を行うべきだと考えるが、いかがか」につきましては、特に小学校横の道道、中学校前の道道において、制限速度を超えていると思われる車が通行し、そうした箇所での交通安全の啓発は必要と考えており、名寄警察署とも情報交換を行っているところであります。

ゾーン30につきましては、人口密集地の学校周辺での設置が進んでいるようですが、面で設置するものであり、人口密度などの選定基準があり、本町におきましては設置することが困難であると伺っております。関係機関と今後も連携協力して、引き続き交通安全の啓発を進めてまいりたいと考えてございます。

2点目の「高齢者などが安心して通行できるように、歩道の段差解消をはじめとした取組を進めるべきと考えるが、いかがか」につきましては、歩道の段差につきましては、北海道が定める道路事業設計要領に準じて整備しているところであり、歩行者の安全上、縁石を設置する基準となっておりますが、高齢者などの通行に支障がないよう、維持管理に努めてまいりたいと思います。

3点目の「町道に自転車走行帯を表示するなど、自転車走行の安全確保の取組を検討

する予定はあるか」につきましては、自転車は、道路交通法において、車道を通行することが規定されております。特例といたしまして、車道を通行することが危険であると認められる場合は歩道を通行することが可能であります、危険度合は個人によって感じ方が違いますので、安全な方法で通行していただきたいと考えております。

自転車走行帯は、車道内に設置することになるため、幅員の関係などから町道の車道内に自転車走行帯を確保することは難しいと考えており、現在のところ、検討の予定はございません。

交通安全は、一人一人の交通安全意識とその実践が大変重要であると考えており、関係機関と連携協力して、交通安全の啓発に努めてまいりたいと思います。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（近藤八郎君） 5番 我孫子議員。

○5番（我孫子洋昌君） 再質問いたします。今、町長からも答弁がありました、学校の付近…そういったところでの制限速度を上回る車の状況を私も見ております。通学路であり、生活道路ということもあり、児童生徒や多くの町民が利用する道路であります。なかなか…警備員を配置するとか…そういった人の手に頼るということはなかなか難しいという状況は考えられますので、一案ではあります、例えば電柱をしもかわグリーンのような…下川らしい色で塗って、見た感じ…「何だここの雰囲気は…違うぞ」というようなことを理解してもらうだとか、そういった工夫といったものは可能ではないかというふうに考えますが、そのあたりについてはいかがでしょうか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

高橋税務住民課長。

○税務住民課長（高橋祐二君） 御指摘のとおり、人出は…もちろん限りがありますので、今、交通安全推進委員会の委員の方ともお話ししている中では、旗を…すこし多く立てようとか…普及啓発用の…そういうところを今一緒に議論しているところでございまして、実現に向けて進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（近藤八郎君） 5番 我孫子議員。

○5番（我孫子洋昌君） 旗を立てるというのも…交通安全推進委員の方の手間がかかってくるということもありますし、強風が吹くとそれがかえって危険な状況を生むということもありますので、そういったものに影響されないような…ペイントとか、路面を何かしらの加工をするということも必要ではないかというふうに考えます。

もちろん基準があつて、それに該当しないということでゾーン30ということがなかなか適用できないという…最初の答弁がありました、であれば、下川なりの工夫といったものが…もちろん旗もそうですけれども…いろいろなことを検討していくといったところが大事かというふうに思われます。

そこで、2番目の項目の再質問になるんですけれども、歩道の段差…こちらについて

なのですが、歩いたり…自転車で通行したりしていますと、どうしても車道に出る場面ですね…そういったところの傾斜が急になっていたりとか、あるいは踏ん張っていても…その傾斜に身体をもっていかれると、そういったところでの危険性があります。

また、横断歩道…信号機の無い横断歩道についても、そういった方々が歩道で立っていても…車道を走行する車が当たり前のように通行していくと。皆さん御存知のとおり、横断歩道の入口の所に歩行者が立っている場合、我々は止まらなければならないということなのですが、それがいかんせん…なかなか守られていないと。

そういったこともあって、やっぱり車道と歩道の境目…そこらへんの危険性、ましてや身体にハンディキャップのある方については、そのあたりもあって…町に出るとか、用事を足すとか、そういった社会生活を営む上で支障を来すというようなこともありますので、段差の基準があって、それがなかなか難しいということであれば、斜度がつくところに…例えば点字ブロックを多めに設置するとか、何らかの滑り止めの加工をするとか、そういったことが事故を未然に防ぐ…そういったことにつながるというふうに考えますが、そのあたりの御検討の方はいかがでしょうか。

○議長（近藤八郎君） 小林建設水道課長。

○建設水道課長（小林大生君） ただいま御指摘のありました、歩道上の車両進入道の…いわゆる波打ち現象といわれるようなものですが、これについては特段の基準というものはありませんが、以前は車両進入部の両側のすりつけ部分というか…それがブロック 1 個分ですりつけるような…かなり急激に落ち込むような形で作られているものも多数ありましたが、最近はその数が少なだらかになるように…歩行者のことを考えて、ブロック 2 本分、あるいは 3 本分という形で、緩やかに傾斜をさせて車両進入道をつくっているというような状況でございます。

現況におきましては、利用者の方から特段…危険だというような箇所があれば、都度現場確認をした上で対応していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（近藤八郎君） 5 番 我孫子議員。

○5 番（我孫子洋昌君） 担当の建設水道課長の方から今答弁がありました。都度状況を確認し、危険があるかどうかを把握する…それはもちろん大事なことで、そういった声があれば…また今回もありましたが…なかなかそれを…「この道路のあそこが危ないから…ちょっと」というふうに役場にお知らせするというのは、なかなか勇気がいることで、それを補足するためにも是非役場職員の方々にも取組の中に参加してもらえたらなというふうに思います。

以前、環境モデル都市…環境未来都市…どちらかちょっと失念しましたが、その取組の中に、役場職員は週 2 回ほど車を使わないで出勤するといった取組…ノーカーデーでしたか…そういったものがあつたというふうに伺っております。

その取組を…例えば行きと帰りは違う道を通るとか、今週と来週は違う所を通ってみるとか、そういったことをすれば…「ここが危ないな」とか「こんな所で子供が事故に遭いそうだったよ」とかいう、そういった情報を収集することも可能かと思うのですが、

まず1点、ノーカーデーというのは今やっているのでしょうか。もしやっているとすれば、そこから上がってくる様々な情報をこれらの取組にいかすといった状況があるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。
副町長。

○副町長（武田浩喜君） 今年については、ノーカーデーというのは設定をしてございませんので、やっていないということになります。

○議長（近藤八郎君） 5番 我孫子議員。

○5番（我孫子洋昌君） 復活するとか、何かそういった考えはありますでしょうか。

○議長（近藤八郎君） 副町長。

○副町長（武田浩喜君） 最初に始まった経過が、なるべく車を使わないようにということでもございましたので、今年についてはやっておりますけれども、これについては内部で検討しまして、必要があれば実施をしていきたいというふうに考えております。

○議長（近藤八郎君） 5番 我孫子議員。

○5番（我孫子洋昌君） せっかくそういった様々な用途にということか…使い道といっても変ですけど…そういった当初の目的が、車の使用量を減らし、二酸化炭素の排出を減らすという目的以外にも、そういう町の状況を様々な形で把握できる、そういった取組については、是非…もちろん職員の方の理解も必要になるんですが、協議の上、復活の上、それが道路状況を把握する…そういった手立てにしていきたいというふうに強く申し述べるものであります。

三つ目の…これも関係するんですが、これも自転車走行帯うんぬんという質問をしましたが、これも最後のところで「関係機関と連携協力して」というふうに町長からありましたが、平成29年度から下川町も参加しています名寄川地区かわまちづくりワーキンググループ…この取組ですね、ここで…名寄と下川なんですけれども、観光・温泉・宿泊施設等と連携した町内誘導を行うと、市街地間…観光拠点間の周遊性の向上による観光振興の促進を図るというふうにあります。名寄川の河川敷を自転車で走行するという取組は何回かやっているようですが、そこから出てくる意見…それで河川敷にとどまらず、下川も町内のこういった走り方…そういった意見もワーキンググループの議事録等々で出ておりますが、これらについて何か町の道路政策の中に取り入れてきたとか、これから取り入れるとか、そういった予定や実績についてお伺いいたします。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。
栗原森林商工振興課長。

○森林商工振興課長（栗原一清君） 名寄川地区かわまちづくりに関しては、平成 29 年 3 月 7 日に登録されております。今現在、令和元年から始まっておりまして、令和 4 年までの 4 年計画で進めているところでございます。

現在、ワーキンググループの中で、それぞれ出来上がったサイクリングロード等を…乗ったりしてですね、今月の末にも予定されてるんですけども、その中で誘導路の話…出てくるかなとは思いますが、実際出てきているかどうか…ちょっと私…確認できておりません。今後、令和 4 年度までの整備計画の中で、今、名寄から下川町のコモレビまでの整備を考えているところですから、それに合わせた誘導路の必要性…そういうものをワーキンググループの中で話し合われる可能性を秘めているのかなと思っています。

その中で整備するかしないか…そういう声が出てくれば、対応するかどうかは今後の課題だと思っています。以上でございます。

○議長（近藤八郎君） 5 番 我孫子議員。

○5 番（我孫子洋昌君） 交通安全対策ということで今質問しましたが、担当課ということで答弁を頂いたのが税務住民課、建設水道課、森林商工振興課と…それぞれの課にまたがっているといった課題です。是非、それぞれの課だけで扱うわけではなく、それぞれの課ごとの連携を取りつつ、どの課が担当しているからといって…町民の交通安全はどの課がちゃんとしたからとか…ちゃんとしなかったからということで、守られないとか守られるといったものではありませんので、しっかりと連携を取りつつ進めていただきたい。

また、先ほど冒頭で、信号機の撤去といったこともありましたが、町内の状況を見ますと、交通量の多い交差点ですね…やっぱりヒヤッとする場面が見受けられるといったところもあります。今お話が出たコモレビのところの旧下川駅の交差点、あるいは道道愛別線とふるさと通りの交差点…小学校の南側ですね、役場前の交差点であるとか、いろいろところで交通事故の起きる可能性の高い交差点といったものがあります。

このあたりについて、認識と今後の対策について一言いただきたいと思います。

○議長（近藤八郎君） 町長。

○町長（谷 一之君） 名寄警察署と…このへんは協議をしてございまして、町全体の交通安全の施設関係ですね…このへんを廃止する所、それから新規で設置する所、このへんはいろいろと協議をして、一つ一つ進めさせていただいているところでございます。

いずれにしても住民の皆さんの安全安心をしっかりと担保できるようにしてまいりたいと思いますし、また公区要望の中でもそういうのは積極的に出させていただいて、そして協議の場へ上げていきたいなと思っていますので、議員各位にもそれぞれの町民の皆さんからの声をいろいろ拾っていただいて、行政の方に寄せていただければ幸いですと思うところでございます。

いずれにいたしましても、冒頭ありましたように、交通安全の意識ですね…ここはやっぱりしっかり守られてこないと事故につながっていくということです。北海道は特に

悪い数値の中に…一旦停止というのがあります。これは信号機の無い所の車両の停止なわけですけども、北海道は4人に1人しか停止しないんですね。長野県は断トツで高くて…7割一旦停止をするんですけども、北海道は二十数番目…47都道府県でですね。本町においても、一旦停止をしないドライバーの方が多々見られますので、そういうところをいろいろと注意喚起をしていくとともに、いろいろ安全面での対応をしてみたいと思いますので、御理解いただければと思います。以上です。

○議長（近藤八郎君） 5番 我孫子議員。

○5番（我孫子洋昌君） それでは、大問の三つ目の項目に移ります。

地域防災計画及び災害発生後の対応についてという質問です。

今年も全国各地で豪雨による水害が発生しております。本町におきましても、防災担当の職員を配置するなど、防災に関する意識が高まり、様々な取組が実施されております。

一方で、実際に発災しますと、現在準備している避難や発災直後の避難所運営のほか、被災者の生活復旧の取組が必要となってまいります。そこで、町長の考えを伺います。

一つ目です。火災や雪害、浸水被害等を原因とする、町内で罹災証明書の過去5年間の発行実績について、お伺いします。また、一度に多くの罹災証明書を発行した経験はございますでしょうか。

二つ目です。災害が発生した場合、被災された方は公的な支援制度を受けるため、様々な証明書、書類を自ら取得しなければなりません。しかし、罹災証明書の取得が間に合わない場合、これらの証明書の取得手数料を減免する仕組みはございますか。

三つ目、北海道胆振東部地震が発生してから2年が経過しました。地域防災計画はどのように見直され、それが周知されているのか、お伺いいたします。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 「地域防災計画及び災害発生後の対応について」の御質問にお答えしたいと思います。

御指摘のとおり、災害が発生し、避難誘導や避難所の開設・運営などのほか、被災者の生活復旧のため、行政の重要な業務の一つとして罹災証明書の発行がございます。

1点目の「火災や雪害等の罹災証明を発行した経験があるか、また一度に多くの罹災証明書を発行した経験があるか」につきましては、平成27年度からの5年間において、火災は18通、雪害と台風は4通の発行がございました。

発行状況につきましては、火災は平成27年度6通、平成28年度4通、平成29年度1通、平成30年度6通、令和元年度1通となっております。

また、平成28年度に雪害と台風の暴風雨による建物の破損が各1通、平成30年度に雪害による建物の破損が2通となっており、幸いにして災害が少ない地域であることから、一度に多くの罹災証明書を発行した経験はございません。

2 点目の「罹災証明書が間に合わなかった場合、証明書の取得手数料を減免する仕組みはあるか」につきましては、下川町証明事務等の手数料徴収条例に免除規定があり、同条例施行規則において、「天災その他の災害により著しく力を喪失した者が当該災害により必要となった証明等」が規定されていることから、罹災証明書が無くても免除することが可能であります。

3 点目の「地域防災計画がどのように見直され、周知されているか」につきましては、北海道地域防災計画との整合性を図るため、平成 30 年度に下川町地域防災計画の全面的な見直しを行い、平成 31 年 2 月にパブリックコメントを実施し、平成 31 年 4 月開催の防災会議において、説明し承認されているところであります。

また、令和元年 6 月の北海道地域防災計画の一部修正に係る内容につきましても、本年 5 月に下川町地域防災計画を修正し、防災会議において承認をいただいております。

近年の異常気象から特に水害のリスクが高いと考えており、本年度、各公区の総会に合わせて地域担当職員からハザードマップの説明を行うためのマニュアルを作成しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で多くの公区総会が書面開催となったため、来年度以降、改めて周知することを考えてございます。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（近藤八郎君） 5 番 我孫子議員。

○5 番（我孫子洋昌君） ただいま、町長より答弁がございました。

罹災証明がこのように発行された実績があるということなんですが、これはそれぞれ台風、火災、雪害等の被害が発生してから、何らかのかたちで罹災証明書を取得することができるというふうに分かったことか、あるいは定期的に町の広報やホームページで罹災証明書を取得するには…といったかたちで、これは町民に周知されているといったものでしょうか、お伺いいたします。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

高橋税務住民課長。

○税務住民課長（高橋祐二君） 今まで広報はしたことがなかったというふうに思います。罹災証明書が必要なのは…多分ですけども…保険の関係で必要になるかということで、保険会社の方から…そういうものを町の方で出していただけてくださいということで、町の方に要望があったというふうに考えます。以上でございます。

○議長（近藤八郎君） 5 番 我孫子議員。

○5 番（我孫子洋昌君） おそらくそういった損害保険の会社などからの情報によって、そういった証明書の取得といった段取りになるのかと思われまます。状況によっては、保険等が行き渡っていないといった住民もいるかと思しますので、そのあたりですね…定期的にというんでしょうか…年に一回とか…そういったかたちで、あるいは今回、胆振東部地震から 2 年とか、あるいはどこかで水害が発生したとか、何かしらそういった…

住民の機運が…意識が高い時期に、罹災された場合にはこういった手続きがありますよといったものを周知することを求めます。

2番目の項目です。罹災証明書の発行について、証明書が発行できなくとも、ほかの証明書の取得に関しては免除する規定があるということ…今町長からありましたが、実際に下川においてはそれほど…一度に何十通というような罹災証明書を発行することは起きてはいないということなのですが、そういった大規模な災害が発生した場合には、下川の職員だけでは足りなくなってしまう、災害派遣というかたちで町外からそういった職員の方がいらっしゃるということが予定されているというふうに思います。

そうすると、それぞれの町の規定や仕事の進め方…それに則って対応されるということも…場合によってはあるのかと思われま。なので、「下川町ではこうなんです…こういう罹災証明書の発行順番が後先になる場合においても…そういう免除規定を適用する」ということをあらかじめ…そういう災害派遣で来られる援助の職員の方に周知しておく、そういったことも災害発生時のマニュアルの中に加えることは必要かというふうに思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

高橋税務住民課長。

○税務住民課長（高橋祐二君） 御指摘のとおり、マニュアルというか…状況にもよりますが、大規模な時には免除するようになるかと思えます。また、罹災証明書につきましても、平成2年3月30日に内閣府から通知がございまして、罹災証明書というのはそもそも各自治体によって多少様式が違ったんですけども、3月30日の内閣府の通知によりまして統一された様式がございまして、派遣されてもそれほど支障なくできるかなというふうに考えております。以上でございます。

○議長（近藤八郎君） 5番 我孫子議員。

○5番（我孫子洋昌君） そのあたりもしっかりと対応をお願いいたします。

災害ということは、なかなか普段経験しないことで、下川からも災害派遣といったケースがこれまでであったのかというふうに…ちょっとそのあたりはあらかじめ質問の内容には入れてなかったんですけど、例えば本州の水害ですね…そういったところに下川から職員が派遣されたという経験がたぶんあるかと思うんですけど、そういった方が戻ってきて、それを町内で共有すると…そういったことというのはこれまでも取組としてはありましたでしょうか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

高橋税務住民課長。

○税務住民課長（高橋祐二君） 胆振東部の時に職員を派遣しておりました。戻ってきた本人に…罹災証明書の関係を聞いたんですけど、罹災証明書の作業というのはされてなかったということなんですけど、それ以外の部分では情報共有はしたと思えます。以

上です。

○議長（近藤八郎君） 5番 我孫子議員。

○5番（我孫子洋昌君） そういった経験が多くの方員の中に共有されて、いざといった時のために役立ててもらえればというふうに考えます。

3番目の地域防災計画の件ですが、今回のコロナの関係で総会が来年度以降ということになって…来年度以降の総会でということなのですが、コロナの収束がある程度見通しが立った時点で、若しくは何らかのかたちで速やかなかたちでの周知といったものをすべきだというふうに…自然災害の方はコロナの収束を待たないで発生する可能性は…下川においてもあるかと思しますので、このあたりのタイミングについてはなるべく早めをとというふうに思うのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。
町長。

○町長（谷 一之君） コロナの状況も鑑みながらやらなければならないところですが、例えば防災訓練などは、この計画に準じて、内部でしっかりやっていきたいと考えています。なかなか住民の皆さんに周知して、集まっていたの訓練というのは、三密を避ける上では厳しいところがありますので、担当する私ども…庁舎内でそのへんの訓練をしっかりしていきたいなと思います。以上です。

○議長（近藤八郎君） 5番 我孫子議員。

○5番（我孫子洋昌君） 災害発生後の状況ということで、大きな質問項目を掲げております。

避難所であるとか、罹災証明書の発行を受けることで、仮設住宅…こういったところでの生活をしなければならないといった状況が発生しますと、一般的には災害発生前の所得水準…経済状況によって、それぞれの家庭の復旧具合が…差が出てしまうというふうに感じますが、こういった他地域での災害事例を参考にした復旧計画…こういったものについての準備はどのような状況でしょうか。

○議長（近藤八郎君） 町長。

○町長（谷 一之君） 現実には、大きな災害を経験していないという弱みもございませぬ。そのへんは経験した地域の情報を得ながら、どのような対応策を図っているのか…そういうところはしっかり把握してまいりたいなと思います。以上です。

○議長（近藤八郎君） 5番 我孫子議員。

○5番（我孫子洋昌君） 今回の答弁の中で、ハザードマップの説明といったことがあ

りました。ホームページでも公開されておりますので見ますと、浸水被害の発生が想定されるといった区域がある、または浸水の際には深さが何メートル…いろいろ色分けされているといったものも見るができます。

そういった災害…水害が、場合によってはあり得る…そういった区域において、例えばほかの町の制度、仕組み…快適住まいづくり条例であるとか、あるいは新規就農の方が農地を取得するとか…そういった場合に、そういう色が付いているところについても同じような状況で支援をするとか、あるいはそこに関しては水害対策を施すなら何かをするとか、あるいは水害が起きるかもしれないから別な考えを適用するとか、そういったことというのは…ハザードマップとほかの町の取組との整合性とか、連携とか、そういったものの考え方は何かありますでしょうか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 基本的にちょっとそこは把握してございませんので、明快な回答は今…答えることができませんので、お許しいただきたいと思います。

○議長（近藤八郎君） 5番 我孫子議員。

○5番（我孫子洋昌君） 住民あるいは事業をされる方、農業をされる方、私権…そういったこととの兼ね合いとかもありますので、そのあたりについてはしっかりと検討をして、そういった経済活動、生産活動と町民の命を守っていく、また財産を守る、そういったこととの議論についても…冒頭、今回の質問の中で町長からあった…下川はそういった大規模な災害の経験がない…だからこそじっくりと落ち着いた状況でできるのではないかというふうに考えますので、しっかりと協議をして、検討を進めていただければというふうに考えます。

また、町内の土地利用の件もそうなのですが、いろいろな町有地の空いている所について、例えば中学校の向かいの総合グラウンドとして使われていた土地ですね、これはもうあえて仮設住宅を建てるための場所だというふうに…それが使うことは実際に…向こう何十年とないかもわからない。ないかもしれないけども、一定程度まとまった土地を町としては確保したというふうな…防災への取組ですね、そういったものも町民に向かってメッセージを発信するという意味でも必要になってくるというふうに思います。答弁の中では下川の自然災害の経験の有無といったところもありましたが、やはり経験がないところに自然災害は付度してやってこないというわけではなく、必ず…起こらないはずがないというふうに思っておいた方が、こういった取組が本格化できるかというふうに思います。このあたり、町長のお考えがあればお聞かせください。

○議長（近藤八郎君） 町長。

○町長（谷 一之君） 議員が仰るとおりでございまして、備えあれば憂いなしで…いつしかそういう災害がやってくるという…そういう意識でいろいろと防災体制をつくっ

ていく必要があるかと思えます。当然、行政だけでは限界がございますので、名寄自衛隊、あるいは警察、さらには関係機関ですね、そういうところと日頃情報共有をしながら、いろいろ今後も図ってまいりたいと思えますが、それとともに一番大事なのは、自助と共助のところでございまして、住民の皆様にも…やっぱり自分の命は自分でしっかり守っていくというのを基本にさせていただくとともに、隣近所の付き合い、あるいはまた行政区の中での取組など、こういうところもいろいろ啓発していかなければならないと、このように考えているところであります。

現在、自主防災組織の設置が非常に遅れておりまして、このへんを町としては全公区に設置できるように今後も取組をしてまいりたいと思っておりますので、御理解をいただければと思います。以上です。

○議長（近藤八郎君） 5番 我孫子議員。

○5番（我孫子洋昌君） 自助、共助ですね、今回の新しい内閣総理大臣も…それをしっかりとというふうな方針を示されておりますが、なかなか自助で頑張れよといっても…それは元々の体力なり、適応する態勢が整っていないということになりますので、そのあたりしっかりと町民への啓もう、そして共助ということで、今町長からもありました自主防災組織…こちらの取組を加速させると。そして限られた人的資源ではありますが、町、職員が一体となって、また議会や様々な機関と意識を連携させ、そして共有しながら、この災害に当たっては取組を進めてもらえればというふうに思います。

以上、私の質問を終わります。

○議長（近藤八郎君） これで我孫子議員の質問を閉じます。

ここで、換気のために5分間休憩いたします。

休 憩 午後 2時 7分

再 開 午後 2時11分

○議長（近藤八郎君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、質問番号4番、4番 春日隆司 議員。

○4番（春日隆司君） 下川の歴史に学ぶ「下川でありつづけるためのまちづくり」について、質問をさせていただきます。

コロナ禍により大きく様変わりしてきている中で、地方への意識が急速に高まり、移住などの流れが加速しようとしています。

私は、百年に一度の危機と言われる中であって、地域の現状と今後の影響を考えますと、「下川が下川でありつづける」ためには、コロナ対策と同時に今後を見据えた攻めの政策を敏速に講じていく必要があると考えます。

こうした考え方に立ちますと、正しく今、政治の真価が問われ、私たちの本気度も試される時ではないでしょうか。

そこで、歴史を振り返り学んでみますと、本町では、農林業の停滞・低迷、北海道一の人口の減少、JRの廃止、営林署の統廃合、鉱山の休山、市町村合併など、これまで町の存亡に関わるといっていいような危機的な状況がございました。

こうした中で、町では日本初の工場リース制度、ふるさと運動、町有林取得、企業誘致、農業ハウスの支援、森林組合との事業の連携、産業クラスター、自前による自律プランの作成、企業との協定、森林バイオマス、バイオビレッジ、行政機構改革など、町独自の政策を展開するなどして危機を乗り切ってきました。根底には、下川でありつづきたい…ありつづけるという危機意識と強いリーダーシップがあったといえます。

これまで、こうした独自の政策の積み重ねが、日本の農山村の課題解決を先取りする形で、人・物・金を呼び込む好循環を生み、様々な効果（転入者・入り込み客の増、税収の増、地価の下落の阻止、温暖化・環境対策、域内循環向上、起業化、住みよいという人が5人に4人など）を発現させました。また、こうした取組の発信が、外部評価を得て、日本のモデル自治体として国などからも高い評価を得て、特出する魅力となって、更なる発展が期待されました。

一方で、その実体、持続・継続性、補助金依存、合意形成、維持管理費の増大など、課題や不安要素が秘められ、内外から指摘や問題視されていたのも事実であると思います。

こうした状況下の平成27年、統一地方選挙があり、「行政先行の施策と運営が顕著で硬直化した行政組織に風穴を開けることが必要」などと谷町政が誕生しましたが、同年、これまでの実績が評価される中で、アワードの受賞、そしてSDGs未来都市選定へとつながり、これまでの課題や問題を内側に包みながら、持続的なまちづくりということに全力を傾注することによりまして、事業量は増大しつづけ、ひかれていた町政レール（築かれていた財産）の上を、課題・問題という重い荷物を乗せ、基金・起債というエネルギーを費やし、町政が執行され現在に至っている状況であると思います。

そして今、財政悪化、生産人口の流出、人材の流出、行革の遅滞、資金の町外流出等、様々な問題が更に積み重なり、コロナ禍とともに地域活動や活力にブレーキがかかっていると思います。

そこで、まずデータなど客観的な事実を基に、現状、実態を確認し、スローガンや理念から実行すべき新たな魅力ある政策と町政運営を推進するために質問いたします。

一つ目、地域の現状と危機、行革をどのように認識されておりますか。

二つ目、移住政策の人口変動に伴う地域コミュニティ変化をどのように捉えておりますか。

三つ目、幸せ日本一の裏付けとなる幸福度指数はどのようなもので、幸福度は向上しておりますか。

四つ目、総合戦略はどうなっておりますか。

五つ目、歴史に学ぶ独自の魅力ある政策を打ち出し、具体的に踏み込めないでしょうか。

以上でございます。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 春日議員の「下川の歴史に学ぶ「下川でありつづけるためのまちづくり」について」の御質問にお答えしたいと思います。5点ございますので、少し長くなりますが、答弁させていただきます。

1点目の「地域の現状と危機、行革をどのように認識されているか」につきましては、本町はこれまで、先人のたゆまぬ努力と不屈の精神により、ピンチをチャンスに、マイナスをプラスに、様々な取組を進め、地域消滅の危機を乗り越え、環境モデル都市、環境未来都市、バイオマス産業都市、SDGs未来都市などの選定を受け、過疎地域、小規模町村のモデルとして、現在は全国的にも高い評価をいただいているところでございます。

一方で、人口減少、少子高齢化、条件不利地域などにより、今後予想される未来を予測し、これまで以上に知恵と工夫をしていかなければ生き残ることは出来ないと考えており、新型コロナウイルスの影響だけではなく、今まさに危機的状況であると認識しているところであります。

しかし、こうした危機を認識しながらも、前向きに立ち向かい、幾度も乗り越えてきたことが我々下川町民の強みであり、「自ら考え、知恵を絞り、工夫して行動する」ことが重要であると考えております。

今こそ、官民を超えて、年代も超えて、一丸となって、時代の潮目を読み、大局的または個別的な視点、短期・中期・長期的な視点など様々な視点をもって、まちづくりを進めていくことが大変重要と考えており、将来を見据え、今、何をしなければならないかを常に考え、町民の皆さんの理解と町外との連携・協力を得ながら進めていかなければならないものと考えているところでございます。

また、限られた財源や人的資源で様々な課題に迅速かつ的確に対応し、質の高い行政サービスを持続的に提供していくためには、行政改革は必要不可欠であると認識しており、今後におきましても、行政改革大綱及び実行計画に基づき、着実に実行していかねばならないと考えております。

2点目の「移住政策の人口変動に伴う地域コミュニティ変化をどう捉えているか」につきましては、地域コミュニティにおいては、人口減少や少子高齢化の進行により、コミュニティの活動や維持が難しくなる中、移住者に地域コミュニティの担い手として期待される面がある一方で、移住者には、慣れない土地で新しい仕事や暮らしを優先せざるを得ない面があるなど、地域コミュニティと移住者との間に何らかのギャップが存在するのではないかと思います。

移住政策による人口変動は、地域コミュニティを変化させるほど大きくはないと考えておりますが、先ほど申し上げましたようなギャップを埋めていくには、互いに歩み寄ることが重要と認識しているところであります。

3点目の「幸せ日本一の裏付けとなる幸福度指数はどのようなもので、幸福度は向上しているか」についてであります。 「幸せ日本一のまち」につきましては、平成27年5月、町長に就任以来、公約の一つとして目指しているものであります。

「幸せ日本一」の裏付けとなる幸福度指数は、その一つとしては、私が町民の皆さんとお約束した選挙公約の達成状況などが指標の一つとなるものと考えております。

幸福度が向上しているかについては、幸せの感じ方が人それぞれで異なることから一

概に判断はできませんが、幸福度は一定程度向上しているものと考えております。

4点目の「総合戦略はどうなっているか」につきましては、今年度、第2期下川町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定を予定しており、昨年度末から、下川町SDGs推進町民会議や職員で構成される下川町まち・ひと・しごと創生本部プロジェクト会議において、総合戦略の柱となる「2030年における下川町のありたい姿」について、将来人口を踏まえた「ありたい姿」の実現や具体化について、現在、御議論いただいているところであります。

新型コロナウイルスの影響で思うように会議が開催できないなど、当初予定していたよりも進捗が遅れている状況ではありますが、今後も引き続き町民会議で御議論いただき、適切な時期に概要等を議会にお示しするとともに、パブリックコメントでの町民意見を取り入れながら、12月を目途に総合戦略（案）を策定し、年度末までに改訂してまいります。

最後、5点目の「歴史に学ぶ独自の魅力ある政策を打出し具体的に踏み込めないか」につきましては、本町は、明治34年の入植以来、洞爺丸台風による森林被害や鉾山の休山、営林署の統廃合、名寄本線の廃止、市町村合併問題など、幾多の困難を先人の知恵と努力により乗り越え、地域資源である自然や人材をいかし、農林業を基盤に発展してまいりました。

そして、循環型森林経営を核とした「経済・社会・環境」の3側面の統合的解決による持続可能な地域づくりに取組、現在の下川町が存在しているものと考えております。

今後につきましても、「ありたい姿」七つの目標の実現を目指し、人口減少や少子高齢化など将来予測しながら、足腰の強い産業づくりや安全安心なまちづくり、子育てや住宅政策などを中心に進めていくことが重要であると考えており、施策や事業の推進にあたっては、議会、町民の御意見を踏まえながら、地域の優位性をいかした取組を進め、地域内外の連携協力を得ながら、地域課題を解決し、持続可能な地域社会を創造してまいります。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。以上です。

○議長（近藤八郎君） 4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） 質問に先立ちまして、まず、今日の下川町…非常に厳しい財政状況になっております。提案されたものを議員として議決に携わり、今日このような厳しい状況になって、道義的な…社会的責任を痛感しているところでございます。それを踏まえて、今後、やはり事業をするに当たってですね、財政…町のお財布状況をしっかりと見定めながら、政策の推進を図っていかなければいけないなと思います。

そういう視点で、まず、下川町の財政状況でございますが、厳しい厳しいということでございますけども、30年度の決算状況を見ると…北海道で144の町村があります。

それで、下川町と同じような…対象人口3,300人以下で、下川町は大体…63億円借金をして、10億円ぐらいの貯金を持っています。いわゆる6倍借金しているわけです。

144のうち、同じような…村も含めてですね、53の町村があります。北海道全部で…下川が6倍借金しているやつがですね…1.7倍…いかに下川が貯金が少ないかということです。下川63億円が42億円…53の平均ですね、それから基金が24億円。下川のよ

うな…6.3倍以上になっているところは1か所しかありません。それは島です…そこは11%ぐらいです。ですから、平均で見るといかに下川は財政的に…貯金と借金を差し引きすると比率が大きいという…こういう視点に立って、さらに、今、危機的状況だという認識は共有しておりますので、今後、国勢調査…人口が減ります。300人ぐらい減っていくと…数字が独り歩きすると困るんですが…大体30万円ぐらいですかね…一人当たり。そうすると1億円ぐらいの交付税が落ちてくる。

さらに、新年度に向けての交付税の問題、さらには今回あったような過疎債のソフトの借入れの制限、さらには令和4年が償還のピークになりますので、これ非常に厳しいと思います。それから、産業振興に相当投資をしなければいけないと。

いろんなことを考えると、起債の償還も5,000万円ぐらい…去年から比べると増えていく。そうすると、相当厳しい…令和4年を迎えるとですね…厳しい厳しいということをお聞きするつもりは全くないんですが…認識を共有すべきだということをお知らせしたい。

そこから見て、まず、最悪のシナリオというものを町長は描いておりますか。なかなか…トップとして最悪のシナリオを明言するという事は…最悪にならないように努めるというのが一般論ですが、もし最悪のシナリオを描いているとするならお聞きしたいと思います。

○議長（近藤八郎君） 町長。

○町長（谷一之君） 健全化判断比率の中でも…一定程度は今示されましたような…ランクでは低い方にありますけれども、健全化の中にはしっかり入っているというように認識しておりますし、最悪のシナリオというのは私は考えてございません。以上です。

○議長（近藤八郎君） 4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） 理事者として最悪のシナリオは…私の賃金カット、職員の賃金カット、もちろん議員の賃金カットとか、補助金の削減とか、そういうことはなかなか言えないのは分かります。ただ、皆さんが感じられているような最悪の事は想定をして、そうしたら今何をやるかかということになると思うんですね。

ちなみに、前からお話している…ふるさと納税…これ質問して何年でしょう…5年ぐらい経つんですが、5年前からやっていたら2億、3億…一般財源を確保できたと思います。ちなみに、平成20年度からスタートしたふるさと納税、当時248万円でした…下川。

26番目…いわゆる全町村ですね。それから26年も27番目…300万円ぐらい。それからずっと増えてですね、26、27ぐらいが一番多いんですが、今、下から28番です。144の平均を見ると2億4,000万円です…1自治体。町長は…もちろんそうなんですが…下川町には送るものがないとか…いろいろありますが、一つ…千葉県のある町村、町長は民間出身者だそうです。電話をするそうです…ふるさと納税の会員に…ありがとうございました、今お変わりございませんか、町はこういう状況でこうしていますと。何千人という電話をするそうです。それでリピーターが…繰り返し入れてもらうというのは7割だそうです。

下川もやはり…これ各課の課題であり問題でありですね、理事者側の問題であり課題

なんだと思っんです。これは是非ですね、新年度から方針を示して、トップセールスをやっって、そして職員の皆さんも僕らもみんな…友人、知人を含めてですね、協力してくださいというところをしっかりとやりませんか。それが…私たちもそうですけど…皆様の生活にも関わることだと思っんですね…職員の皆様も。ですから是非、みんなで力を合わせて、この厳しい時に町長が先頭に立っって…トップセールスをやっっていただいて、稼げる自治体を目指そうじゃないですか。本当に大変だと思っますよ…4年は。

そこの中で問題になるのは、会員とのキャッチボールですね。タウンプロモーション…クラウドファンディングをされた方にお礼の手紙を…この困難を前に途方に暮れそう…クラウドファンディングを通して一緒に乗り越えてくださっったことを重ねてお礼を申し上げますと…手書きで出しているんです。感銘してね…私にこれ送っってもらっったんですけども。一方で…私は何を言いたいかという…職員は一生懸命やられていると思っます…ものを広げたり。ですから、ちょっと背中を押してあげる。今…お礼の文を見るとですね…町長、是非確認して見てください…お礼の文…どういっう文章で出しているか。ですから、そこにちょっと背中を押してあげるることによっって…リピーターによることによっって、2億、3億、5億…稼げるんですよ。稼ぎましよう…下川の次の世代のため。これだけ厳しい…借金のある自治体として、みんなで力を合わせてやりましよう。

町長、是非その決意を伺いたっいんですが。

○議長（近藤八郎君） 町長。

○町長（谷 一之君） いろいろと他の事例のアイデアを頂きましたので、それを参考にさせていただきたいと思っます。

私も当然…このふるさと納税は、自分なりに目標として、まずは1億はやっっぱり達成したいなというこっで考えております。今年はコロナの関係もありまして、昨年よりは数字も伸びているようであります。しかし、まだまだ目標とする1億には達しませんので、今いろいろと担当等と情報交換をしながら、電話のお礼は考えておりませんが、自筆での礼状とか、そのほかいろいろとアイデアを駆使して、少しでも数字の上がるように、そして下川町を愛していただけるようにしてまいりたいというこっで考えてございますので、御理解いただければと思っています。

いずれにいたしましても、このふるさと納税も非常に財源としては大きなものでございますので、数字の上がる目標を全課で立てまして、そしていろいろ特産品の…返礼となるものなども抽出して、そして納税者の方々にお返しをしてまいりたいと思っますので、よろしくお願っします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） 返礼品をいっうとですね…おそらく分析していないから是非分析していただきたいのは、下川町にふるさと納税をやっっていただくという方は、物ももちろん有り難いですが、下川町に対して応援をしたいという人が多いと思っんですよ。

ですから、例えば劍淵はラバの餌…とかもやっっているみたいで、それこそ…仰るとおりですよ…皆さんで知恵と工夫を出してこの難局を乗り切りましよう。

次でございますが、非常に財政が厳しいから厳しいからというのが…各団体とかそれぞれ動きが非常にあってですね、例えば森林組合が土地の流動化をしているんですが、150ha ぐらいでしたか…流動化を必要としている中で、町はお金が無いから毎年 10ha しか買えないと、こんな状況も最近聞き及びます。

それとですね、これはボタンの掛け違いがあるんですが…下川町と横浜市の関係で、さらに下川と戸塚区の関係で、下川町と地域町内会の関係で協定を結んでいます。これボタンの掛け違いですが、先方さんから…是非町長の考え方を聞いてくれということ踏まえて聞いております。これ協定を結んでね…お金が無いからという…コロナだから切ったんだと思いますよ。でも一方的に向こうに言ってね、協定という信義に基づいてやるものに…破棄…ちょっと極端な言い方ですけど、やっぱり自治体間で協定を結んでいるのは…これ戸塚区の区長さんも印鑑を押しているんですよ…戸塚区として支援しますと。ですから、是非そのへんですね…しっかり…協定をしたところを全部見直して、信義に基づいて…信頼が損なわれないようにしていただきたいと思います。これまたお金が無いからという話なんです…結果的に…いろいろ削られていって、人件費とか…受ける方のね。向こうは自費で今年来るんですよ。現場で対応するみたいですが、是非そこはちょっと…。

それに関連してですね、是非やっていただきたいというものと、例の菓子製造のベルの件…先方から正式に連絡がきておりますか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 菓子製造に関しての企業の対応についてはですけども、それについてのアポイントは向こうからきておりません。以上です。

○議長（近藤八郎君） 4 番 春日議員。

○4 番（春日隆司君） 民間企業だといいと思うんですが、自治体と一部上場企業が協定を結んで…ちゃんと結末はしっかりするべきだというのが当然の事だと思うんですが、是非やっていただきたいのと同時に、協定をしっかり…信頼を損ねないようにやっていただきたいと思います。

それから、行革なんです、これは今年で切れると思いますが、今年見直しをする予定ですか。

○議長（近藤八郎君） 田村総務課長。

○総務課長（田村泰司君） 行革の大綱についてでございますけれども、今年度で終期を迎えておりますけれども、総合計画と年次がずれているという部分もありますし、また、進みの部分でまだ共通の課題があるということで、2 年間延ばして…総合計画の期間まで延ばしたかたちで、この 8 次の行革大綱を進めてまいりたいということで、行革の本部会議の中で決定しております。

○議長（近藤八郎君） 4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） 町長にお伺いしたいです。これまで…行革を延長したって…下川町始まって以来の話じゃないんでしょうか。百歩譲って…行革の改定だと思いますよ。

先ほど言ったように、危機感を認識されている、社会の情勢が変わっている…コロナで変わっている…行革大綱を新たに設けて、何と申しましょうか…。これもね…後で出てくる総合戦略も同じなんです、手が回らないのが事実なんだろうと思うんですよ…多用で。行革どうですか…町長…大変な中では…それも承知しているんですが、行革を作ることが目的じゃないんですが、やっぱり先ほど言った危機認識があるとするならば、行政改革をやっぱりしっかり今年ね…大綱を策定するということが必要ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（近藤八郎君） 町長。

○町長（谷 一之君） 今、総務課長が述べましたように、2年間延長させていただきまして、これ…柔軟に対応していきたいと、時代はいろいろ変化してございますので…今回のコロナも含めてですね…2年間延長して、そしてもう少し熟度を高めていこうと。

そして総合計画に併せて展開をしていこうということで結論を出したところでございますので、御理解いただければと思います。以上です。

○議長（近藤八郎君） 4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） そういう考え方は…伺いましたが、答弁によると…あまり危機感を感じないなというのが率直な感想でございます。

それから、次に進みまして、移住政策の関係でございます。

これも前にお話をちょっとさせていただいたんですが、何を申したいかというところ…移住政策はそれぞれ一定の成果はあると思うんですが、結果としてですね…元々住んでいる人が下川から出ていっているという現状です。5年間で比較しました。前にも町長言いましたとおり、前の5年間から谷町政の5年間で19人ぐらい…出ていく人は少ないんです…ですから成果は挙がっている。ところがですね、今年の3月、4月まで見てみると、通年ですね…これ不思議なんです…3月は転出する、4月は入ってくるということなんです、元年でいうと16人、26年でいうと23人、多い時は23人ぐらい…3、4月で増えるんですね。ちょっと不思議なんです…でも今年ですね△4人なんです。そうすると十何人…1月現在では増えているんですけど、4月で見ると実質…前の5年と比べて減っている人が…比率からいうと多くなっちゃっているんですね。そうすると構図として、入ってくる人は多いけども、地域に住んでいる人たちが出ていっているという話なんです。

年齢別に見てみるとですね、15歳から19歳…これ20人増えています…大体。これ高校生ですね…一時期増えましたよね。それから、25歳から29歳というところが20人減っているんです。35歳から39歳というのが87人減っているんです。やっぱり働く人た

ち…若い人たちとかですね、明らかにデータを見るといろんなものが分かってくる。

ですから、しっかり毎月、毎月、データが出るわけなので、データを見ながら基本的な政策をやっていただきたいと。

それから、下川町は移住しやすい町なんですけど、移住しやすい町ということは転出しやすい町だということが今一般的に言われています。

それで、移住に関するものなんですけど、コミュニティにどういう影響があるか…ここで教育長にお伺いしたいんですが、私の質問の趣旨は、入ってくる人も人生懸けて入ってくるし、下川町も受入れに入っていると。お互い不幸になってはいけないという趣旨です。それから、どこに誰が住もうと…これ基本的人権ですから、あなた駄目、あなた良いという話は…もちろんそういうことではないので、そういう趣旨を踏まえての質問でございます…前後しちゃいますけど、そういうところを踏まえて、移り住んでいる方で…転校生が増えて、学校だとか…そういうところはどういうふうな相乗効果で、非常に上手くいっている、あまり変わりせんよ、ちょっといろんなアレルギーがありますよね、ぐらいな感じでもいいんですが、学校の現場でどのような状況でしょうか。

○議長（近藤八郎君） 教育長。

○教育長（松野尾道雄君） お答えいたします。

本町は移住者が上川管内でも比較的多い自治体だというふうに認識しております。ほかの自治体でも…こういった転入の多い自治体というのは上川管内にも実際ございます。

そのへんの話もちょっと踏まえながらお話をさせていただきたいと思いますが、私も移住者の方から、子供の教育であるとか、特別支援に関わる情報であるとか、あるいは少年団活動に関わることであるとか、あるいは地域コミュニティに関わることで相談があるということで、何度かそのお宅を訪問したり、来ていただいたりというような経験がございます。

その中で、今、春日議員が言っていたように、やはりここで生活をしていこうという心を決めて来ているはずなんです。ですから、その中で私たちができることというのは、本町における情報を親切・丁寧に真摯にお伝えしていくということ。それから、何が不足しているのかということをお私たちは知らなければならないのではないかというふうに思います。

ある御家族の話をさせていただきますけれども、まず、学校教育について…子供さんに不安がある方だったものですから、これは下川町だけではありませんけども、個別教育支援計画というのを…就学前の幼児期、小学校、中学校、あるいは高校まで通じて、上川版のスクラムというのがあるんですが、そういった…身体に障害がある、あるいは病気がある、そういった方に対しての計画を保健部局との連携も図りながら策定しておりますと。ですから、そういう心配な部分がありましたら、そちらの方との連携の中で個別教育支援計画を作成していきましょと。

また、学校現場におきましては、個別指導計画というのを…特別支援、あるいは経過観察の子供さんもいるわけですね…はっきりしない状況の方、そういった子供さんも含めて、個別指導計画を担当ですとかコーディネーター、相談員、特別支援の担任などが作りまして、これは毎学期ごと…1 学期ごとに見直すという性格のものなんですけど、そ

ういうことをしていますというようなこと。

それから、これはタウンプロモーションで主催しているものだと思いますが、移住者と本町の従前からの住民が…カフェってありますよね…ああいうところを御紹介して、そういうところに行って関係づくりをするのも一つの手立てですよというような情報を出したりですとか、そういったことをさせていただいているところでございます。

また、ちょっと話が広がってしまいますけれども、移住されてくる方には特技がある方もいらっしゃると思います。ですから、そういう方については、地域の中で…学校が特に求めている…今、外部人材を求めているんですね、そういう活動にも是非参加していただければ、また新たなポジションもできますし、そういうことも一つの手立てかなというふうに思っているところでございます。以上です。

○議長（近藤八郎君） 4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） 全体的な…町含めてですね、例えば公共料金だとか、そういうものもなかなか今…昔のように納税組合とかはもうないんですが、住宅料とか…これは別に移住者だからどうのこうのということでもないんでしょうが、全体的に最近の事を踏まえて、公共料金の納入状況というのはどういう状況になっているんでしょうか。

○議長（近藤八郎君） 副町長。

○副町長（武田浩喜君） 正確な数字は把握してございませんが、大きく収納率が変わっているというふうには認識していません。

○議長（近藤八郎君） 4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） 質問の趣旨は…いろいろお分かりいただけるかと思うんですが…いろんな方が入られて、コミュニティが変わっていくと。そんな中で、やっぱりきめ細かな対応、相談窓口から…初めての所なので、さっき教育長が言われたような、いろんなきめ細かな対応を是非お願いしたいと思います。

それと、鳥取県の事例なんですけど、地域の実態が違いますけど…入ってくる人は、窓口として…この方はどこの地域に住んでもらうのがいいんだろうという…調整をしている自治体も出てきているようです。どこに住んでもらうことが地域のコミュニティも含めて重要なんだろうと。ですから、移住の先進自治体といえるのかな…やっぱり事例を見ながら、しっかりやっていただきたいと思います。

それと、前に共通項で…町長…いただいたんですけども、分かりやすい言い方をすると…人口で大変困っているから移住してくれということではなくて、やっぱり下川は持続可能なこういう地域づくりをしていますよ…まちづくりを。皆さんも一緒に参画して、そこで自己実現を図ってくださいという理念ですね…移住の。そういう理念をという話で共有していただいたかと思うんですが、その後、それらの検討だとか、方針を具体的にいつから進めていくとかということが、検討されて方針が示されているとしたらお願いしたい。示されていないとしたら、新年度からでもいろいろ検討しながら、しっ

かり早期に方針を示していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（近藤八郎君） 町長。

○町長（谷 一之君） 今、担当課と産業活性化支援機構の中のタウンプロモーション…ここに一応、私の方から課題と方針を出してですね、移住・定住の在り方というのをしっかり策定するようにお願いをしているところでもあります。

それで、移住のきっかけとなったことがどんなことなのかと…私なりに…この移住のきっかけとなったのは、30 近くの理由があるだろうということで分析をしてみました。

その中に当然、下川町のまちづくりの取組というのが…大きなものがあるんじゃないかということで認識をしているところでもあります。

春からの…東京方面が特に多いわけなんですけども、移住相談の電話がタウンプロモーションに来た件数だけで 190 件近く…この 7 月段階でございました。しかし、コロナの関係で、お互いに行き交いができないという…大変熟度を高めていく上では…このコロナが課題になっているわけでもありますけども、それでも可能性が非常にあるということで認識をしているところでもあります。

今後はですね、この移住の取組について、しっかりと考え方を示しながら、更に熟度を高めて移住につなげていきたいなと思っておりますので、よろしく願います。以上です。

○議長（近藤八郎君） 4 番 春日議員。

○4 番（春日隆司君） 推測されるのは結構なんですけど、是非ね…アンケートを取って…入ってくる人と出ていく人の意向調査をして、しっかりファクト…実態に合ったデータを基にして判断をして、政策誘導をしていくということを是非やっていただきたいと思います。感覚でも…もちろん大切ですけどもね、確実なデータを基にしてやるということをお願いしていきたいと思います。

それから、次にいきまして、幸せ日本一です。

町長は 28 年 3 月、町長の発言ですよ…「幸せ日本一の裏付けとして、幸福度指数をしっかりと示していく作業を進めている。国も幸福度指数の項目として、健康、子育て…6 項目ぐらい示しております。項目を作って、目標として、その中で少しでも向上するように幸福度を上げて進めていきたい。」と…私はこれを聞いて、本当に納得しておりました。

答弁を聞くと、これ…何らかの調査で幸福度指数って作っているんですよ…前回は質問させていただきましたとおり。出来てないとしたら…問題なんだろうけど、出来てないのは何で出来ないかというのは町長が一番分かっている話だからそれはいいとして、是非、町長が目指す幸せ日本一の指標…健康、子育て、安全だとか…そういうものを物差しとして、町民アンケートを取って、現在どういう状況で、それに向かってどういう政策を打って、どう上がっていくのかという客観的な事実を明確にしていきたいと思います。これ町長が言ってるから僕…言っている質問でございます。

それから、町長、この 5 年間、幸せ日本一を目指すということで、町長がこの 5 年間

で幸せ日本一を実感するための独自の町政策をやったというのが一つ、二つあれば…町長が考える幸せ日本一の政策…どういものがあるか、もしお答えが可能であればお願いいたします。

○議長（近藤八郎君） 町長。

○町長（谷 一之君） 指標については、本町は大きく二つに分けて目標を設定しながら進めております。

それは、住みよいところだと思う人がどの程度いるのか、あるいは住み続けたいと思う人がどのぐらいいるのかという、こういう大きな二つの核を目標としながら進めているところでございまして、行政指標として、住民指標やあるいはまたSDG sの指標を作りながら、総合計画やSDG s未来都市計画の中で進めているところであります。

私がこの5年間の中で、様々な施策を総合計画と自分の公約の中で取り組んでまいりましたが、大きくは先ほど答弁で申しましたように、環境モデル都市、未来都市、これらに準ずる施策として、SDG s未来都市を進めてまいりまして、お陰様で採択を受けながら計画を進めているところであります。

また、特に住宅政策には力を入れてございまして、国交省の補助も含めながら快適住まいづくりの事業…これはかなり大きな成果を上げておりまして、空き家対策の一助になっているのではないかと考えているところであります。

また、産業振興、仕事づくりや新たな起業化においても、地域おこし協力隊の誘致や、あるいはまた新たな事業の展開など、こういうところにも着実に今展開が出来てございまして、その可能性も今後もあるのではないかと考えております。

それから、福祉施策につきましても、これについても住民の皆さんが豊かな暮らしができるよという事で、様々な施策を打ち出しまして、そして現在展開をしているところであり、今回のコロナにおける対策等についても、住民の皆さんの生活支援をしっかりと進めていくように、そして今後もアフターコロナとして、住民福祉、あるいはまた前段に言いました…産業の回復等についてもしっかりと取り組んでまいりたいと、このように考えているところでございまして、御理解いただければと思います。以上です。

○議長（近藤八郎君） 4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） 深くは言いませんが…言われていることは分かります。住みよい…これ総合計画の指標ですよね。でも、調査でですね、下川の豊かさ指標というものを作ろうということで作っているんですね…委託業務をかけて。それを受けて、町長は言っている話なんです…下川の独自の指数…健康とか、子育てとか。

ですから、もし出来てないんであれば、もう一回、委託調査のやつ見てね…やっぱり総合戦略なんかでも…今後アンケートを取る予定はないのかもしれないんですが、是非そういうところで検証して、お願いしたいと思います。

それから、総合戦略でございまして、議会の方へお示しをするということなんですが、一応…素案が出来たら議会にお示しするという考え方でいいんですか。いわゆるコンクリート…ガチガチになった時点で…それをお聞きします。議会との関係。

○議長（近藤八郎君） 田村総務課長。

○総務課長（田村泰司君） 総合戦略に関しましては、1年延長して第2期総合戦略を今年度中にと…先ほど町長から答弁を差し上げたところですが、現在の総合計画と連携を図ると…併せながら、住民の皆さん、それから職員のプロジェクトチームで、七つのありたい姿を中心に今議論を進めているところであります。

全て固めてからということではなくて、まず、考え方ですね…こういった考え方で考えているという部分でお示しをして、御意見を頂いて、実際の形にもっていききたいというふうには考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（近藤八郎君） 4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） ちなみに、御存知だと思うんですけど、総合戦略には手引きがあって、執行側と議会との両輪であって、策定段階や効果検証の段階において十分両輪だということ…議会との関係ということが明記されているんで、もう期間もないんでね…北海道で策定していないのは上川管内は二つって言いましたか。それから全道を見ると179の86%がもう策定している…これもね、後で申し上げますけども、もう手が回らない…去年は吉本興業さんとの関係…手が回らなかったというのが事実なんだと思うんですね。

私が今回質問したのも、町長は町長で考え方を示すけど…手が回らないというのが事実なんじゃないのかなと思うんですね。先ほど言いました…重い荷物を積んだまま走っていて、更に重い荷物がのしかかっている…ですから、そこは…私が申し上げたいのは行革を作るのが目的ではなくて、やっぱり少し身軽にして、整理をしていかなければ、押しつぶされちゃうと思いますよ…荷物に。そして鈍行になると思うんですね。もうそういうことが見え隠れしているのかなと思うんですが。

前期の策定は、本当に下川町は素晴らしいということで、事例にもなっているんですね…策定する。ですから、是非考えていただきながら、進めていただきたいと思います。

それから、魅力ある政策…私は…今コロナ禍を迎えてですね、物事がストップしちゃっているんで、下川の長年にわたる町有林の取得からずっと続いた魅力がですね…言葉が適切ではないけども…ある程度止まった時点で賞味期限が切れてきちゃっているんじゃないかなと思うんでね…外向けにも。

ですから、新しい魅力を作り出して…作ることが目的ではなくて、それが町民のためになんですが…新しい魅力を作り出すべきじゃないかなと思います。谷町政における新しい魅力ある政策。

谷町長は、前回聞いた時に言われました。一の橋のバイオビレッジのようにエネルギーを使って、年間…雇用を継続する。これだと思うんですね。でも、これを実現化するためには、実態として原料はどうするのかとか…問題があると思います。

それで、下川町は…再確認ですが…何でこれから生きようとされるんでしょうか。下川は基盤となるもの…何を産業として、基盤として生きようとされるべきだと思えますか。

○議長（近藤八郎君） 町長。

○町長（谷 一之君） 当然、これまでの120年の歴史の中で、農業、林業というのが基幹産業として下川町は営みがされてきたところでありまして、これは正しく持続していかなければならない業種であるということで考えてございます。これに付随する付加価値な産業、あるいはまた、その付加価値として生まれた産業…これを高価値なものにしていくという、こういうところもしっかり考えていければいいなということで考えてございます。以上です。

○議長（近藤八郎君） 4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） 私が今、下川町の現状を捉えているのは、ありがたい姿だとか、教育ビジョンとか、いろんな構想を立てていますが、今のこの危機状態で構想が練られている中で、やるべきことは実現化するための行動だと思うんですね。それを是非やっていたらいいと思うんですが、私が…皆さん共有されると思うんですが、下川町が農業と林業で生きていくということを再認識しながら、しっかり農業に…先ほど言った…しっかり…町長は前の質問でバックアップしていくと…しっかり。本当に心強い話だと思います。しっかり下支えすると…農業の担い手の話が出た時にですね…言われて、心強く感じました。

是非それはやっていただきたいと思いますが、下川町の歴史を見るとですね…現状を見ると、50ha掛ける60年ですけど、去年を見ると30ha植えて、30haしか伐っていないんですね。そして、雇用は…担い手となる森林組合が20人ぐらいいなくなっていく。それが沈降なんですね…先ほどあった…出ていく人たちの主たる…全部とはいいいませんよ。

ですから、町有林を10haでも継続して取得しながら、森林の現場に…森林組合と連携しながら、町有林を取得しながら50haまず植えると、労務班を抱えていただくと、高性能の機械とかいろいろあるけど…抱えていただくと、そこに雇用を作り出して行くと。

そして…10,000 m³、15,000、20,000 m³落としていくと。そして雇用の場を作りながら植林もしっかりやっていくと。そして40年伐採だとすると70haが伐れるわけです。そして雇用を確保していくと。その中に土場が生きてくるわけですね。年間、天然林の循環型で伐採をしていくと。それで数千万…お金を売上げて…1,000万円ぐらいにはなるのかな。そして20人現場に働くことによって、家族入れて3人が増えて60人増えると。そしてそこから出てくる原材料を使って、町長が考える熱を使った新たな加工、通年雇用の産業を作り出していくと。それは時代にマッチした健康食品だとか、山の中の資源だとかですね…でない、バイオマスをやるといっても…町長…原料が大変だと思いますよ。ですから一体的に…総合的に考えて、これが下川の今までの魅力でもあり、捉えて今後作っていく魅力だと思うんですね。いかがでしょうか…これは是非ね、やっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（近藤八郎君） 町長。

○町長（谷 一之君） おそらく、春日議員の仰っていることは、担当者も私も同じ意見だと思います。

再生可能エネルギーのビジョンもロードマップとして出しましたけれども、正しく着実にですね、この熱利用というのを図ってまいりたいと。最終的には 100%自給できる…そういうまちづくりを進めてまいりたいということで、着眼点を置いているところでございます。以上です。

○議長（近藤八郎君） 4 番 春日議員。

○4 番（春日隆司君） まずですね、山の現場にもうちょっと目を向けていただいて…お願いしたいと思います。

それで、やはり町長…機構改革を…来年 4 月だというふうに思いますが、私は是非再考していただきたいと。これだけの危機的な状況の認識をして…現在、優秀な課長が兼務しているからあれですけど、総務課長と町長の施策を実行する政策課長が兼務ですよ。

そして…ちょっと耳が痛い話かもしれませんが…町長の政策をする課長がこの 6 年で 6 人変わっているんですよ。なかなかね…これね…人ではなくて、組織体系として、1 年に 1 人ずつ政策課長が変わっていくと、政策がやっぱり実行できない。是非ですね、行革といわず、組織をもう一回見て、職員の皆さんの荷物を少し軽くしてね、そうでないと今日のような議論が毎回続くわけですよ。こうしたらどうですか…これはこうで共有してこうしますとか…実際具体化する、具現化する議論が全然できなかった。ですから是非、具体化…今こうやっているんだけどというような…こう質問あって、こう答えて、これに対して今こうしているんだけど…それに対しての議論ができるような、それだけ危機…だと思って認識されていると思うんですよ。是非、機構を見直してね…それは分かりますよ…退職する人がいるから 4 月だっていうのは分かりますよ。でも、これ町民視点でいうと、1 月からでも組織をしっかりと変えて、町長の施策をしっかりと抱えてですね、後は危機管理の問題、それから政策の問題、行革の問題、大きな柱は三つだと思うんですよ。それで職員の身を軽くしていただきたいと。いかかでしょうか…具体的に…今日質問して今回答というのはなかなか難しいかもしれませんが…お考えを。

○議長（近藤八郎君） 町長。

○町長（谷 一之君） 議員が仰る機構改革については、前回は答弁させていただきましたけども、8 月上旬から副町長を中心にいろいろと今揉んでいるところでございまして、来年の春を目指してまいりたいと…このように考えております。

いずれにいたしましても、機構改革もさることながら、やっぱりそれぞれの人の意識の向上や、あるいは持っている潜在能力をいかに引き出していけるか。それから横連携をどうやって図って、ネットワーク化、あるいはまたパートナーシップ化をどうやって図っていくかというところを重視しながらやっていかなければならないものと考えているところであります。

また、総合戦略が他の自治体より遅れているということでもありますけども、机上だけの戦略だけではなくてですね、町民としっかりキャッチボールをしながら、熟度を高め

て、少しそれが遅れてもこの戦略が実効性のあるものになるようにということで、若干時期をずらして進めているところであります。

そういう意味では、職員の意識もチャレンジ精神もありますし、あるいはまた非常にミッションも高まっておりますので、戦略はいいものができるかと期待しているところでございます。以上です。

○議長（近藤八郎君） 4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） 町長…分かりますよ…そういう答弁にならざるを得ないというのは…分かりますよ。

でも総合計画…ちゃんと手引きを見てみてください…そう言われるのであれば。町民はそうなんですけどね、専門家の人、産学官、それから弁護士とか金融機関入れて…それから議会ともやると。そこまで仰るのであれば、本当に具体化で示してくださいよ。

趣旨を分かかって聞いて、町長の気持ちも分かかって…答弁分かりますけど、具体的に実践してくださいよ…実行してください。先ほどあった…地域教育ビジョンも踏まえてね、ちょっとキツイ言葉かもしれませんが…教育上良くないと思いますよ。大人は喋っているけど…具体的にね…私が求めているのは10言うのを10やってくださいということを行っているわけではないです…当然。でも、教育上悪いですよ。やっぱり大人が…政治家が…私も含めてですけども、発言したのものにはちゃんと責任を持つと。それが時代につながる教育だと思います。

以上、すみません、長くなりましたけど。

○議長（近藤八郎君） これで春日議員の質問を閉じます。

ここで、再度、換気のために5分間休憩いたします。

休 憩 午後 3時14分

再 開 午後 3時19分

○議長（近藤八郎君） それでは、休憩を解き、会議を再開します。

次に、質問番号5番、2番 中田豪之助 議員。

○2番（中田豪之助君） 皆様お疲れ様です。もう少々…お付き合いをお願いいたします。

質問の1番として、下川町自殺対策計画（案）についてということです。

7月にパブリックコメントの募集がありまして、大変びっくりしました。今何で自殺対策計画を立てるのか。私としては、対策よりも原因を取り除くことが大切ではないか…幸せ日本一、誰一人取り残されないまちという下川町であれば、対策うんぬんということではなくて、原因を取り除く施策が大切だと思います。

そこで、町長の見解をお尋ねします。

平成30年以降の自殺者及び人口10万人に対しての自殺死亡率が分かればお願いし

ます。

それから、下川町自殺対策計画（案）の中に出てくるゲートキーパーですが、養成は、いつ、どこで行うか。それはどういう計画に基づいているのでしょうか。

そして、その計画（案）に出てくるんですが、職場…この場合は民間企業ではなくて役場内に今回限定したいと思いますが…役場におけるメンタルヘルス対策・過重労働対策等の推進とは、具体的に何を、いつ、どこで、どのように行うのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 中田議員の「下川町自殺対策計画（案）について」の御質問にお答えいたします。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、その背景には精神保健上の問題のみならず、過重労働、生活困窮、育児・介護疲れ、いじめ、孤立など、様々な社会的要因により、全国ではいまだ毎年2万人以上の尊い命が自ら断たれている状況であります。

これらの状況を踏まえ、自殺対策基本法において、都道府県や市町村は地域の状況に応じた施策を行うとともに、その対策計画を定めることとされていることから、本町におきましても本計画の策定作業を進めているところであります。

大変残念な事ではありますが、本町の町民にも…数は少ないながらも…自殺を凶られている事実がございます。

本計画（案）では、この事実を町民の皆様にも周知し、自殺があることを理解していただき、その防止を図るための啓発を最重要の課題として位置づけております。その上で、様々な事業や取組を通じ、健康不安や生活苦などの「生きることの阻害要因」を減少させ、信頼できる人間関係の構築などの「生きることの促進要因」を増やす努力をしてみたいと考えております。

次に、議員御質問の件についてでございますが、本計画は、必要な手続きを踏まえ、可能な限り早急に策定してまいりたいと考えておりますが、まだ案の段階であることから、今後、内容の変更があることを御理解いただいた上でお答えさせていただきます。

1 点目の自殺者及び自殺死亡率につきましては、警察庁の自殺統計を基にしておりますが、平成30年以降の情報は現在のところ提供されておりませんので、不明となっております。

2 点目のゲートキーパーの養成につきましては、今後、各種研修会への参加など、効率的・効果的な方法を含め、検討してまいりたいと思います。

3 点目の職場におけるメンタルヘルス対策・過重労働対策等の推進につきましては、職員の健康管理の立場から、これまでも既に取組を進めております。

具体的な内容を申し上げますと、職場の過重労働対策として、職員の健康診断などによる健康管理を行うことはもちろんのこと、管理職のマネジメント強化や職員個々の効率的な業務実施に努めることで、時間外勤務の縮減や長時間労働の防止を図っているところであります。

また、自殺の防止にもつながるメンタルヘルスにつきましては、職場でのストレス要

因軽減及びストレスへの適切な対応などについて理解を深めるよう、毎年、ストレスマネジメント研修等に管理職を数名受講させ、職場のストレスマネジメントを実施しているほか、ハラスメント対策のため、ハラスメント研修にも職員を受講させております。

このほか、法令に基づくストレスチェックを実施することで、職員のストレスの程度を把握し、職員自身のストレスへの気づきを促すとともに、職員のメンタルが不調となることを未然に防止するように進めております。

これらの心と体の健康保持増進や職場の生産性、活力の向上についての啓発を進めることによって、職場全体での「気づき」が行われ、職員の自殺企図の防止につながっていくものと考えております。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。以上です。

○議長（近藤八郎君） 2番 中田議員。

○2番（中田豪之助君） 自殺対策計画（案）ですけれども、あまりその内容は御存知ないと思うので、基本的な数値ですね…警察庁の自殺統計を基にしていて、平成30年以降の情報は無いということだったんですけれども、直近の4年…ここに書き出してきました。下川町の自殺者は、平成26年が1人、平成27年はゼロ、平成28年は1人、平成29年は2人です。

下川町の…この1人、ゼロ、1人、2人を、10万人に対する比率にすると、26年から28.3、ゼロ、29.2、59.6になります。

同じ年の北海道平均だと、20.7、20.1、18.1、18.1です。全国になると、19.6、18.6、16.9、16.5ということになります。

下川町は…後で役場のストレスチェックの事も触れたいですけれども…人口の割に自殺の人が多い。これは非常に大変な問題だと思います。

自殺の前の段階として、学校や職場でのいじめ、不登校、引きこもり、家庭内暴力、そういうものがあって、どうしても解決できなくなって自殺まで追い込まれる。

それから、会社とか役場でいえば、自殺まではできないけど退職してしまうとか、転職だっていう…そういう選択肢しかなくなってしまうこともあると思うので、突然だった自殺対策計画（案）なんですけれども、非常に…町長の方針をお尋ねするのにいい機会だと思って質問させていただきます。

2点目のゲートキーパーのことなんですけれども、ゲートキーパーというのはこの計画（案）の中で出てきて、皆さん聞き慣れない言葉だと思うんですけども、その計画（案）から引用すると、自殺のサインに気づき、話を聞いて、見守りながら、必要な相談を行い、支援機関につなぐ人材とあります。スーパーマンのような…大変な人です。こんな相談役というか…100%相談に乗れて、「大変だね…でもお前…そう言ってもね世の中大変なんだよ」という…アドバイスというか…相談に乗れる人はなかなかいないと思うんですけども、そういう人材を養成するというのが計画（案）に載ってしまっていて、具体的に…まだ（案）の段階ですけれども…例えば4月とか9月とか…来年度のいつとか、町村会とか北海道とか…どういうところが主催して、どのような参加のプランがあるかお聞かせください。

○議長（近藤八郎君） 市田保健福祉課長。

○保健福祉課長（市田尚之君） 中田議員の御質問にお答えいたします。

現在まだ…いつ、どこで、どのようにという具体的な研修（案）はございませんが、既に今現在も…私ども担当の方にはですね、教育研修計画というもので、例えば精神保健福祉基礎研修、自殺対策研修というような案内が…例えば道立の精神保健福祉センター等からそういった御案内を頂いております。そういった研修を今現在は担当が受けているところでございますので、こういった研修につきましては、今後も参加していきたいなと思っておりますし、それ以外につきましては、今後具体的な研修制度というのを検討してまいりたいなと考えております。以上でございます。

○議長（近藤八郎君） 2番 中田議員。

○2番（中田豪之助君） ゲートキーパーの研修プランということについては分かりました。後で資料を見せてください。

次に出てくるストレスマネジメント研修なんですけれども、これは役場内でストレスマネジメントの研修に管理職を数名受講させていると。

直近での参加の実績、それからどういう内容だったか、それから参加者の感想とかレポートとか…概略といいますか…参加した人はこんなだったよというのが分かれば教えていただきたいです。

○議長（近藤八郎君） 田村総務課長。

○総務課長（田村泰司君） 御質問にお答えします。

ストレスマネジメントを含めて、メンタルヘルス関係の研修に関しましては、主幹職、課長職含めて、各種参加をしております。

主催がそれぞれありますけれども、ストレスマネジメント研修、それからメンタルヘルス対策に関する職場研修講師養成講座ですとか、メンタルヘルス研修ですとか、メンタルヘルスセミナー…管理職向けですけれども、そのほかメンタルヘルスセミナーということで、主催が北海道の市町村研修センターですとか、上川支庁管内町村会で合同で研修するものですとか、上川北部…この圏域ですけれども…市町村の合同の研修ですとか、また定住自立圏…士別、名寄を中心とした定住自立圏でのストレスマネジメント研修、そして総合振興局が主催するメンタルヘルスセミナー、市町村共済組合、こういったものに、現職の職員…延べ44名参加をしております。

それぞれの感想ですとか…そういったものは、復命書等で出張した後に報告書を出していただいておりますけれども、実は私も…平成29年に圏域の市町村の職員合同研修ということで、ストレスマネジメント研修を受けまして、その時の…私なりの感想ですけど…申し上げますと、まず、コミュニケーションのところが一番大事だよという話をされました。そこで、相手の…それぞれ職場でもいろんな方いらっしゃいますので…まずお話を聞いて…傾聴するということが大事だということで、そういったことを踏まえて毎日の仕事をやっていこうというふうに…その後、留意して仕事をしているところでして、

それ以外でも…ハラスメントでいきますと、こういうのはハラスメントなんですよというのを…そういった研修の中で、普段心掛けるようなかたちで、いろいろお話を聞いているところでございます。以上です。

○議長（近藤八郎君） 2番 中田議員。

○2番（中田豪之助君） 今のはよく分かりました。私が前に質問した時に、役場内で…入って1年目の職員の人と2年目までの職員の方は、町村会の研修があるので、その前にフォローアップの研修としてコミュニケーションの事をするという説明を頂いたんですけれども、その後もまだ続いているのでしょうか。それはどういう名称で…フォローアップの研修…私が知り合いの人に聞いたら、「そんなのないよ」ということを言われたんで、多分それは聞き方が悪かったのか、別な研修と勘違いしてたのか、そういうようなことだと思います。

続いてなんですけども、以前、同僚議員から質問があった、下川町でストレスチェックをやっていて、高ストレス者というのがあって、それがほかの町よりも平均が高いということ言われていました。平成29年は170人中で高ストレス者が26人、30年は170人中で31人。平成31年とか…直近のデータがあれば、併せて教えてください。

○議長（近藤八郎君） 田村総務課長。

○総務課長（田村泰司君） 御質問にお答えします。

ストレスチェックに関しましては、上川町村会合同で、全町村参加の上で共同で契約をして実施しているものでありまして、平成28年から実施しております。平成28年当初、154名のうち20人が高ストレス者ということで、13%という結果でありまして、先ほど中田議員がお話されましたように、29年は170人中26人で、15.3%という結果でございました。30年に関しては、170人中31名ということで、18.2%ということで、この数字が一番高い数字でございました。令和元年度におきましては、176名が受検しまして、高ストレス者が24名ということで、割合としては13.6%ということで、28年の数値に近い状態に下がったという結果でございます。

新規採用の研修に関しましては、私ども…採用いたしましたら、先ほど申し上げた、士別、名寄圏域の接遇研修というのに参加をいただいている状況であります。その後、上川町村会合同で基礎研修というものがありまして、そちらの方に参加をいただいて、その後、1年目…今頃ですけれども…秋に初級研修、そして4年目に中級研修という…そういった形で研修に出席をしてもらっています。

それで、私どもですね、人材育成の基本的な考え方というのをちょっと…急務的な方針を立てまして、今後の人材育成というものをどういうふうに進めていくかということで…令和元年5月に内部でつくりまして、それに基づいて…やはり普段から…新規採用、それから1年目、3年目とか、年数のまだ短い職員に対して、今後の人材育成ということも含めてフォローアップの研修をやっていこうということで、昨年度から、その新規採用の基礎研修、それから初級研修というところ…行く前にですね、再度…6か月経った後、あるいは1年6か月経った後…受ける研修の前に、下川町の取組、服務、心構え、

仕事の進め方なども含めて…いろいろお話をしてですね、振り返っていただくという研修を実施したところです。

内容につきましては、昨年実施した内容が、町長からの講話、それから今やっている仕事の振り返り、日々の疑問点、今後の目標等について、それぞれお話をしていただくと、それから仕事をして…いろいろ疑問点もあるんですけども、基本的なルールの部分…そこのところも再度確認して、その後受ける初級研修に向けていろいろとお話をさせていただいているところでございます。以上です。

○議長（近藤八郎君） 2番 中田議員。

○2番（中田豪之助君） 入ってすぐの職員の方については分かりました。

ちょっと脱線するんですけども、民間企業の場合は、役員とか管理職の方が病気とか事故とか…自殺も含めて…亡くなったりすると、会社にとってすごい痛手なものですから、せめてその人の代役というか…ピンチヒッターはすぐ揃わないんですけども、経営者保険といいますか…幹部の人が亡くなったら会社に保険が入るといような…保険金を払って、少しでも人材のロスをお金で取り戻そうということをやっている会社もあると思うんですが、下川町の場合は、大事な人材が転職したとか、亡くなったという時に、そのような保険で贖うといようなことを検討したことはありますか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

武田副町長。

○副町長（武田浩喜君） 自治体職員の場合は、そういった制度もございませんし、そういったことについて検討したこともございません。

○議長（近藤八郎君） 2番 中田議員。

○2番（中田豪之助君） 自分の経験からも…人材の育成というのは非常に時間のかかることですし、普通の生命保険の会社とかそういうところではなくて、新しい保険が…NPOが始めているところとか…そういうこともあると思うので、人材のロスということをどうやって補うかということで検討していただきたいと思います。

また、役場の職員は…さっき同僚議員の質問にもありましたけれども…業務量が多い、大変で手が回らないという話がありましたけれども、ストレスを軽くするためにも休暇を取りやすくして、残業を減らして、長時間労働を無くしていただきたい。職員にしてみれば余暇が増える、そしたら子供とコミュニケーションも取れる、地域との関わりも少しはできる、そういうようなことができるようになってはじめて…下川町教育ビジョンという立派なビジョンも…参加する担い手というかプレーヤーが増えるんだと思います。なかなか民間企業では…赤字になるといつか…経営があるのでできないですけども、まず、下川町の役場が手本を示して、そうすればストレスも減ることですし、余暇を増やすといえますか…休暇を取りやすくするような雰囲気にして、ストレスの軽減に努めていただきたいと思います。それが…自殺はもちろんのこと、退職とか転職とか…

そういうことも減るのではないかと思います。

これで、一つ目の自殺対策計画（案）についての質問を閉じさせていただきます。

次に、林業政策について質問したいと思います。

8月の臨時議会で貯木場の建設が認められ、また、平成31年2月からは「スマート林業EZOモデル構築協議会」も設立され、機械化、ICT化が推進されています。

しかし、大型機械、高性能機械、ハイテク重視のあまり、山主、町民、自然環境を蔑ろにしているのではないのでしょうか。

町長の見解をお尋ねします。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 中田議員の「林業政策について」の御質問にお答えしたいと思います。

地元の高性能林業機械の導入につきましては、町として「林業・林産業振興事業」により補助事業を実施し、生産性の向上、労働環境の改善、労働災害防止対策として一定の成果を上げているところでございます。

稼働率につきましても、町内の素材生産事業者は、年間を通じて機械稼働の実績があり、定期的な機械更新も行っている状況にあります。

道内におきましては、海外製大型機械の導入事例もありますが、海外との施業方法の違いや土壌や下層植生の違いなどから、道内の施業現場に適合しない事例も発生しており、町内では国産機械の導入が主体となっているところであります。

また、森林管理の状況につきましては、国際的な森林認証機関であります「FSC」及び「SGEC」の審査基準に基づき、環境・社会・経済面に配慮した森林経営及び森林施業に取り組んでおります。

ICT技術を活用した効率的な森林の管理につきましては、特に重要な資源把握につきまして、地元森林組合や国有林との連携によって共通のGISシステムを整備し、効率的に資源情報を把握、山主への施業提案や採算性の向上に努めているところでございます。

更なる技術革新の取組について、北海道と本町を含めた道内4市町村、北海道大学、森林総合研究所、メーカー等と連携し「スマート林業EZOモデル構築協議会」を組織し、実用性のある技術として、人力による木材検知作業に写真検知システムの導入やドローンによる森林資源量把握などの取組を進めております。今後、ICTハーベスタによる材積データの流通段階への活用などを目指しているところであります。

林業のICT化の取組に関しましては、人材確保の観点からも重要度が増しており、道立北の森づくり専門学院におきましては、先ほど申し上げたICTハーベスタのシュミレーター導入など、全国に先駆けてICT化に対応した人材育成に力を入れているところであります。今後の卒業生の受入れ環境整備に向け、積極的に取組を進めてまいりたいと思います。

その一方で、地域の森林を活用した森林体験や企業研修の受入れなど、森林活用ビジネスが地元NPO法人を中心として定着しております。

さらに、森林を活用した小規模ビジネスの例として、F S Cのブランド力を活用し、高付加価値化された精油事業、町内の森林・施設等を活用した15年一貫の森林環境教育の実施など、複合的な森林空間の活用が実現しております。

先ほど申し上げましたとおり、ハード面の整備のみならず、森林のソフト面での活用を両立し、「2030年における下川町のありたい姿」の目標達成に向けて、地域の優位性である自然環境をいかしたまちづくりを進めてまいりたいと思います。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（近藤八郎君） 2番 中田議員。

○2番（中田豪之助君） ハード面の整備だけでなく、ソフト面の活用も両立し、ありたい姿の目標達成に向けてというお言葉を聞いて、大変心強く思っております。ただ、自分も…「ソフト面での下川町ってすごいところなんだな…こんな田舎なのにやるな」と思って移住してきたわけですが、最近を見ているとソフト面の方がちょっとパワーが不足しているかなという…そういう心配があります。

それで、高性能機械なんですけれども、私が…勉強したところでは、燃料費がかかって、修繕費もでかなくて、山を荒らすと。自分の山を自分で管理するのではないので…作業が荒くなってしまふということ聞いたんですけれども、そういうところの心配があるんですが、いかがでしょうか。そこらへんは大丈夫でしょうか。

後、稼働率…高性能機械だけあって、ちまちました所の面積では稼働率が悪くなるということをお聞きしましたが、本町での実態が分かれば教えてください。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

栗原森林商工振興課長。

○森林商工振興課長（栗原一清君） お答えいたします。

町長が申し上げたとおり、町有林で考えますと、F S C森林認証を取っておりますので、高性能林業機械を入れておいても闇雲に…大きく山を荒らすようなことはなく、効率的に経済林として有効に認証を受けながら経営していると思っております。

また、高性能林業機械の…狭い所だとか…稼働率の問題でございますけれども、先ほどの町長の答弁のとおり、外国製の大きな物は…年間を通じて稼働率はあるんですけども…外国製の物はなかなか道内には馴染まないという…そういう答弁もしてございますので、そういう意味では国内の機械を主に使いながら、下川町内では動かすことによって、稼働率を上げているというような実績があるのかなと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（近藤八郎君） 2番 中田議員。

○2番（中田豪之助君） そういう高性能林業機械と対極の方で、自伐型林業というのは最近聞くんですけども、それは人手で山を愛おしんで…こじんまりとやって、自分

であれば利益が出る…人に委託するのではなくて、自分でやるから利益が出るということを知ったんですけども、本町でそういうような事業者を応援するような取組というのはあるのでしょうか。

○議長（近藤八郎君） 栗原森林商工振興課長。

○森林商工振興課長（栗原一清君） 特に…主伐におきまして、自伐の事業に対しまして、補助事業はありません。個人的にあるのは枝打ちとか、そういうものについては補助がありますけども、主伐における事業補助というのは町としては用意してございません。

○議長（近藤八郎君） 2番 中田議員。

○2番（中田豪之助君） 私が調べた範囲で、ある人は「理想の林業というのは、山主、作業者、加工業者に利益をもたらす。そして、山崩れ、洪水、渇水、風雪害など、マイナスも防ぐ。そういうのが理想の林業だ。」ということを書いていました。

別な人は「賢明な林業というのは、すなわちエコノミカルで、エコロジカルで、森林生態系の時間的・空間的・多様性の巧妙な活用である。」ということを書いていました。

下川町も…ただ高性能機械を入れて、ICT化して、針葉樹林ばかり大切にしようというのではなくて、先ほど町長もハードとソフトと両方の活用を図り…ということを知っていたんですけども、多様な混合林というか…自然豊かな里山といいますか…山を復元してこそ、関係者みんなが儲かる。そういうところを町民も散歩できて、キノコがあったり、動物がいたり、自然環境豊かなところは移住者にも大きな魅力となると思います。

最後に、町長のこれから目指す林業像というのを伺って、私の質問を閉じたいと思います。

○議長（近藤八郎君） 町長。

○町長（谷 一之君） 本町は120年の歴史の中で、当然、開墾は農業で始まったわけでありまして、副業として林業が始まり、それが今…施業としてこの歴史の中で位置づけがされてきたわけでありまして。希少な産業でございますので、今後も林業、林産業については、しっかりとお支えをしていきたいと考えてございます。

その中で柱となるのは、やはり循環型の森林経営、そしてまた持続可能な林業、林産業の取組でございますので、ここをしっかりと町としても施策的に推進できるようにしてまいりたいと思っております。

現状は、このコロナ禍の中で非常に厳しいものがあります。マーケットが非常に縮小しておりますので、その縮小のところをどういう具合に補って…担保していくことができるのかというのは、日々考えて、大変苦慮しているところでございますが、情報収集も林業事業者の方から現在…担当課の方でしてございまして、その施策をいろいろ打ち

出せるように今後も進めてまいりたいと思いますので、御理解いただければと思います。
以上です。

○議長（近藤八郎君） これで中田議員の質問を閉じます。

以上で一般質問を終わります。

この後、日程に入るわけですが、ここで換気のために5分間休憩をいたします。

休 憩 午後 3時54分

再 開 午後 4時

○議長（近藤八郎君） 大変議場が蒸し暑いので、上着を脱いで結構です。

それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第6 議案第1号「北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について」、日程第7 議案第2号「北海道市町村総合事務組合理約の変更について」及び、日程第8 議案第3号「北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について」を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第1号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、議案第2号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について及び、議案第3号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更については、関連がございますので一括して提案理由を申し上げます。

本案は、それぞれの組合の構成団体である「山越郡衛生処理組合」「奈井江、浦臼町学校給食組合」及び「札幌広域圏組合」の解散に伴い、組合理約の改正が必要であることから、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願いたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 田村総務課長。

○総務課長（田村泰司君） 議案第1号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、議案第2号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について及び、議案第3号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更につきましては、関連がございますので一括して御説明申し上げます。

議案書は1ページから3ページ、それから議案第1号、第2号、第3号の説明資料を併せて御覧ください。

一部組合の規約の変更につきましては、地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、組合関係団体の協議が必要となり、同法 290 条の規定により、組合構成市町村のそれぞれの議会の議決が必要とされているところであります。

議案第 1 号 北海道市町村職員退職手当組規約の変更について、御説明申し上げます。

この度の規約の変更につきましては、令和 2 年 3 月 31 日をもって、組合加入の「山越郡衛生処理組合」が経費の節減及び業務の効率化を図るため解散したこと及び「奈井江、浦臼町学校給食組合」が給食調理業務及び洗浄業務を委託することとなったため、令和 2 年 9 月 30 日付けで解散することに伴い、北海道市町村職員退職手当組合から脱退することにより、別表にございますけれども「渡島管内」の欄から「山越郡衛生処理組合」と「空知管内」の欄から「奈井江、浦臼町学校給食組合」を削除するため、組規約の一部を変更する必要が生じたことにより変更するものでございます。

議案第 2 号 北海道市町村総合事務組規約の変更でございますけれども、この度の規約変更につきましては、令和元年 7 月 31 日をもって、「札幌広域圏組合」が解散したこと、退職手当組合と同様に「山越郡衛生処理組合」及び「奈井江、浦臼町学校給食組合」が解散することに伴い、北海道市町村総合事務組合から脱退することに伴いまして、組規約の一部変更をする必要が生じたことにより変更するものであります。

議案第 3 号につきましては、北海道町村議会議員公務災害補償等組規約の変更でございますが、この度の規約変更につきましては、総合事務組合の規約変更と同様でございますが、「札幌広域圏組合」「山越郡衛生処理組合」「奈井江、浦臼町学校給食組合」の解散に伴う脱退による規約の一部変更によるものです。

一部変更の内容につきましては、説明資料のとおり、別表から解散したそれぞれの組合を削除していくということで、総合事務組合、議会議員公務災害補償等組合につきましては、「山越郡衛生処理組合」それから「奈井江、浦臼町学校給食組合」に併せて「札幌広域圏組合」を削除するものでございます。

以上、説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案理由並びに詳細説明がありました、これから一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。
お諮りいたします。
議案第1号から議案第3号まで3件を一括して採決したいと思います。
御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認めます。
これから、議案第1号から議案第3号まで3件を一括して採決します。
議案第1号から議案第3号まで、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。
したがって、議案第1号から議案第3号まで、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第9 議案第4号「財産の無償貸付けについて」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（谷 一之君） 議案第4号 財産の無償貸付けについて、提案理由を申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症の影響により滞留している原木の保管場所を、国有林と共同で整備し、地域林業の経営の安定化と基盤の強化を促進することを目的に、8月31日に開催されました第5回下川町議会臨時会で予算案を御承認いただきました「原木供給拠点緊急整備事業」における国有林の原木保管利用に係るものでございます。

貸付けする公有財産は、下川町緑町47番地11、47番地12、47番地13、47番地14、47番地15及び47番地16の一部の土地5,000㎡以内。

貸付けの期間は、契約の日から令和5年3月31日までで、それ以降も更新を予定しており、貸付けの相手方は、林野庁北海道森林管理局上川北部森林管理署であります。

原木保管場所の共同整備に当たりましては、国有林側も相応の負担を頂くこと、今後の共同利用においても敷砂利等の維持管理費用の負担を頂けることから、原木保管場所の共同整備の条件として、「無償による土場の共同利用」と「将来的な民国協調出荷の実施」となっていることから、無償貸付けするものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどよろしくお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（近藤八郎君） 栗原森林商工振興課長。

○森林商工振興課長（栗原一清君） それでは、私の方から、議案第4号 財産の無償貸付けについて、説明させていただきます。

議案については、4ページになります。財産の無償貸付けについての説明でございます。

本案は、原木供給拠点緊急整備事業において、上川北部森林管理署と共同で原木保管場所を整備するに当たり、国有林材の原木保管土場の利用について、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、財産の無償貸付けについて、議会の議決を求めるものであります。

貸付けの物件につきましては、記載のとおりでありますけれども、土地の貸付面積5,000㎡以内といたしましたのは、町有林材と国有林材の利用面積について、約半分の面積を基本としながらも、山土場の条件、路網条件、気象条件などにより、利用面積の増減が見込まれることから、運用上柔軟に対応できるよう考慮したものであります。

また、貸付期間の完了日を令和5年3月31日までといたしましたのは、町と上川北部森林管理署で締結しております「下川地域森林整備推進協定」の有効期間である令和5年3月31日までとし、その後は協定の有効期間を5年ごとに延長していくことから、貸付期間の整合性を図り、5年ごとに延長していく考えであります。

相手方については、記載のとおりでございます。

なお、今後の整備スケジュールでございますけれども、昨日、第9次下川町発注建設工事等の指名競争入札により、工事請負業者が決定いたしましたので、契約完了後速やかに工事着手を進めていただき、10月末には上川北部森林管理署発注の敷砂利工事も含め、工事完成を目指してまいります。早くして11月中旬から私どもは原木を保管していきたいと考えているところでございます。

以上申し上げて説明といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願いいたします。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案理由並びに詳細説明がありましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番 小原議員。

○7番（小原仁興君） 今、担当課から説明がありましたとおり、土地の貸付けの一部5,000㎡以内ということで、その根拠について説明があったところであります。

おおむね半分という説明でございました。瞬間的に多く入ってきたりするというので5,000㎡以内という説明ではございましたが、これ…3,000㎡でも…基本におおむね半分の旨とするならば、置き場自体に…もちろん線を引くことはできないものの…町の意味として3,000㎡でもよかったのではないかと思うんですけど、説明をお願いします。

○議長（近藤八郎君） 栗原森林商工振興課長。

○森林商工振興課長（栗原一清君） 貸付面積 5,000 ㎡以内と考えたのは、先ほど説明したとおり、町有林材と国有林材…それぞれ使用面積はおおむね半分を基本としながらもですね、土場の確保の状況や経済的な情勢によって、使用の面積…増減が見込まれることによって、使用面積については柔軟に対応できるよう 5,000 ㎡以内としたということで、誠に申し訳ないんですけども御理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（近藤八郎君） 7 番 小原議員。

○7 番（小原仁興君） 再質問です。では、3,000 ㎡、4,000 ㎡と入ってきた場合に、押し戻すような作業を行政としてはするのでしょうか。

○議長（近藤八郎君） 栗原森林商工振興課長。

○森林商工振興課長（栗原一清君） 基本としながらもですね、そういう意味では柔軟に対応するというので、よく国有林と協議してですね、利用・運営の仕方、そういうことを決めて、保管の運営をしてまいりたいと考えてます。

○議長（近藤八郎君） ほかに質疑はありませんか。
4 番 春日議員。

○4 番（春日隆司君） 2 点質問いたします。

本財産は行政財産という理解でよろしかったでしょうか。そうした中で、協定に基づく 5 年は分かります。貸付期間の…協定の上位として、財務規則か何かで…貸付けについては 1 年という規定がなかったでしょうか。協定は分かりますけど、その前段として…財務規則か何かの根拠で 1 年ということであったんじゃないかなと思ったんで…期間を規則か何かで定められてなかったかどうか確認します。

それと、予算審査の中でいろいろ意見が出ていた…周辺住民の方、それから関係団体、こういう方々への説明を行われたかどうか。行われたとしたらどういう状況であったかをお尋ねいたします。

以上、2 点です。

○議長（近藤八郎君） 栗原森林商工振興課長。

○森林商工振興課長（栗原一清君） 今回の共同土場の関係については、行政財産にしてまいりたいと考えております。また、貸付期間 1 年という条例上の関係については、私どもが調べたかたちでは、普通財産を貸し付ける時に 1 年という縛りがあったかなということで確認をしております。

また、住民説明につきましては、国有林との共同土場の前にですね…地元の事業者の時にですね、周辺住民の方には…10 戸ほどあるんですけども…その方々には丁寧な説明をしてきているということでございます。

また、この間の臨時会で御議決いただいた後にですね、地域の公区長にもまた改めて説明してきたところでございまして、今後工事するに当たりましては、また改めて…こういう工事をしますということで周知してまいりたいと思いますし、事業者と上手く調整をしながら、迷惑を掛けないようなかたちで進めてまいりたいと考えております。

特に…土場にするということで、敷地からなるべく離してくれという要望がございましたので、それも考慮に入れて今回整備させていただき予定でございまして、御理解いただければと思います。以上でございます。

○議長（近藤八郎君） 武田副町長。

○副町長（武田浩喜君） 先ほど1年の話がございましたので、ちょっと訂正をさせていただきたいと思いますが、行政財産の目的外使用許可の場合については1年を原則とするという決まりがございまして、今回については貸付けということでございまして、目的外使用の許可ではないということで、年限はないということで判断しております。以上です。

○議長（近藤八郎君） 4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） さっきの確認なんですけど、目的外使用ではないということは…あそこは宅地になっていたんで、宅地を除外してから雑種地にして目的外使用にするという意味でいいんですよね。宅地の場合は宅地に使わないと駄目なわけで…そういう理解でいいかというのと、議会が終わった後にも住民説明会をしたという理解でいいんですかね。議会の議決の前に住民説明会をしているんで、そこで意見があったからという理解で…議会が終わった後にしているかどうか。

それと、関係者の団体…今説明をしているかと思うんですが、それがちょっと…答弁が抜け落ちていたかと思うんですけども。

○議長（近藤八郎君） 栗原森林商工振興課長。

○森林商工振興課長（栗原一清君） すみません。公区長の説明については、議会が終わった後に説明しておりますが、10戸の住民の方には、議会前の…従前の提案の時の説明でございました。

また、関係各団体の説明については、この議会が始まる前の…11日でしたか…先週の金曜日なんですけども…林業・林産業研究会を開催いたしまして、その中には林業・林産業の関係者が集まっていますので、今回の共同ストックヤードのお話をさせていただきながら、理解をしていただいたところでございます。以上でございます。

○議長（近藤八郎君） 4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） 議会のいろんな審議の中であつたかと思うんですが、周辺住民の方…10戸ですか…今、公区長だけに説明しているという話なんですけど、理解が得られ

ているというのは承知してますが、議会の中でもあったとおり、風景が変わるわけですよ。木酢液の柵で…1.5mでしたっけ…高さで。それで格子戸みたくしてやるっていうことで、灰が4mも5mも積み上がるんですかね…。それで景色が変わる話をしていた議論があったと思うんですね。それで、我が身になって…自分のところにそういう木酢の格子戸みたいな塀でね、4mも5mも山積みになった場合に…そういうイメージを本当に描いているかどうかというのがあるんで、住民の皆様にも丁寧に…始まる前にという意見だったと思うんですね。工事も含めて丁寧に…やっぱり住民の方にしっかりそのへんまで…景色が変わる景色をね…こういう景色になりますよと…いうところも含めて、しっかり丁寧に説明をしていただくことが、我が身になって考えた場合にも必要なんではないかなと、更に追加でね…これは質問というか…お考えも後で。

それから、関係団体の…いろいろな意見というのはなかったんですか。質問したんですけども…ちょっと抜け落ちているんで。

その2点、最後に。

○議長（近藤八郎君） 栗原森林商工振興課長。

○森林商工振興課長（栗原一清君） 私の方では…特に大きな意見はなかったように感じております。理解を深めてくれたかなと思っています。

後、丁寧に説明については、工事が始まってからではなく、始まる前にもう一度、やはり担当として周辺住民の方には丁寧に説明をして、理解を深めていくよう周知をしてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（近藤八郎君） ほかに質疑はありませんか。

1番 斉藤議員。

○1番（斉藤好信君） 一つは、敷地の中の整備についてですけども、ここに「今後の共同利用においても敷砂利等の維持管理費用の負担を頂ける」とありますけども、委員会でもお話しましたけども、3年ぐらいにわたって毎年毎年…ある一定のm³数の砂利を敷いていくということが基本なんですね。そうしないと土地が落ち着かない…これをちょっと話したんですけど、具体的に書いてませんが、一定に落ち着くまで…例えば3年かかろうと5年かかろうと敷砂利はやりますということで理解してよろしいのかと、後ですね、委員からも質問ありましたけども、騒音ですよ…具体的に聞いているかどうか分かりませんが、原木者が来てですね…これはなぜかという…やっぱり付近の住民の方に…積んできたやつをステッキ伐って、押してぼーんと落としてから、それから灰積みにするのか。それともそこで待機してもらって、そこで落とさないで灰積みしていくのかでは、全然騒音が違う…これは分かりますよね…課長ね…言ってること分かるでしょ。

それから、時間帯…例えば朝の8時から5時で…それ以外はしませんよと。例外的にやる場合は、ちょっとお知らせするとかですね、そのぐらい細やかに付近住民の方との説明でやっているか。

まずこの2点ですね。

それから、5,000 m³なんですけども、これは相手方は 5,000 m³以内…例えば自分のところの…国有林だけのところを敷砂利するのか。そうじゃなくて基本的にはその中全部を含めて敷砂利するという、そういう理解でよろしいですか。

○議長（近藤八郎君） 栗原森林商工振興課長。

○森林商工振興課長（栗原一清君） まずは、国のストックヤードの管理の関係なんですけども、国有林側も原木の運搬費や荷下ろしの管理経費を負担することになりますし、また、ストックヤード内の砂利の補充だとか…維持管理費用についても、毎年予算を確保して整備していくというお話はいただけているので、間違いないのかなと思っているところでございます。

後、下ろしの関係なんですけども、直接下ろすのではなくて、グラップル等で…製品として扱うので丁寧な作業をするということで、機械を置いてやるということで、いきなり下ろしたり、落とすような音を立てるようなことはないと思います。ただ、機械の音はするので、先ほど言ったように、作業時間とかそういうものは十分考慮して運営させていただきたいと思っています。

それと、今回、5,000 m³の整備をするんですけども、敷砂利については、国有林の方で整備していただくことになっております。

また、先ほど言ったように、令和3年度からは、それぞれ…私どもも応分の負担はするんですけども、国有林の方も応分の負担をして、足りない…荒れた所についてはちゃんと整備をして使っていくというような話になっていますので、御理解いただければなと思います。

○議長（近藤八郎君） 1番 斉藤議員。

○1番（斉藤好信君） 私が聞いたのは、5年以内なんですけども…これは毎年にわたって敷砂利をやっていただけるのか、期限を切っているのか…2、3年やって後は任すよというふうになるのか、敷砂利に関してはうちの方でちゃんとやりますよというふうに…そこはきちっとしているのかということなんです。

○議長（近藤八郎君） 栗原森林商工振興課長。

○森林商工振興課長（栗原一清君） 国の予算の付き方にもよるんですけども、国の方としては、整備については今後毎年予算を確保して整備していきますというような話を言われてますので、それを信頼しております。

○議長（近藤八郎君） 1番 斉藤議員。

○1番（斉藤好信君） 町長…いいですか…今ので。そういうような話ですという…そういうニュアンスなんですけども。もうちょっときちっとしているんですよ。

○議長（近藤八郎君） 町長。

○町長（谷 一之君） 森林管理署とはそのへん…私も署長と約束をさせていただいて、そして森林管理署が前面にそのへんを打ち出しているということですので、少し信頼して進めていきたいなと思っています。状況がまたいろいろと変わる事もあると思いますが、そのへんは協議しながら今後も進めていきたいと思っています。以上です。

○議長（近藤八郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第10 議案第5号「議会の議決に付すべき財産の取得について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第5号 議会の議決に付すべき財産の取得について、提案理由を申し上げます。

本案は、予定価格が700万円以上となった契約につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

本財産の取得につきましては、国が進めているGIGAスクール構想に伴い、児童生

徒一人1台のタブレットを158台導入するほか、保管庫として電源キャビネットを7台購入するものであります。

経過につきましては、下川町物品購入検討委員会規程に基づき、8月24日に開催いたしました物品購入検討委員会におきまして、本物件の購入業者について審議し、購入物品の内容等を勘案し、3者について指名することに決定し、指名競争入札を行ったところであります。なお、落札率につきましては、82.7%となっております。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願いたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 今井教育課長。

○教育課長（今井真司君） それでは、議案第5号 児童生徒用タブレットの購入に伴う財産の取得について、御説明いたします。

議案書といたしましては、5ページになります。

まず、国が進めているGIGAスクール構想につきましては、国の説明資料によりますと、これからの時代を生きる子供たちに相応しい、誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化され創造性を育む学びを実現するため、一人1台端末と、学校における高速通信ネットワークを整備するものであります。

今回購入するタブレット158台の内訳につきましては、小学校が112台、中学校が46台であります。平成29年度購入済みの台数、小学校30台、中学校35台と合わせて、現在の小学生135名に対して142台、中学生77名に対して81台となり、児童生徒に一人1台を整備することになります。

また、保管庫として、電源キャビネット7台の内訳につきましては、小学校が5台、中学校が2台であります。既存の保管庫と合わせまして、各教室に1台ずつ配備することとなります。

タブレットの仕様につきましては、国のGIGAスクール構想のタブレット仕様書に基づくもので、ストレージ…内臓ハードディスクですが、64GB以上で、メモリーは4GB、キーボード、それからカメラ等が装備されているものであります。

機種につきましては、NEC製の文教向けクラウドサービス連携端末で、OS…オペレーティングシステムにつきましては、Windows10になります。Word、Excel、PowerPointなどのソフトが入ったものになっております。

また、児童生徒の眼を保護するため、ブルーライトカットフィルムを貼り付けたものになります。

このパソコンの特徴は、キーボードが360度回転することから、タブレットとしても使用することができる機種となっております。

納期につきましては、早く学校現場に導入し、先生方が授業準備を始めることができるようにしたいところではございますが、全国的にパソコン需要が増加している現状を考え、令和3年3月1日までに納品されるように指定しております。

パソコンを授業で使用するための先生方の授業研究や研修につきましては、これまで各学校で道教委等主催の研修会への参加や校内研修、授業での調べ学習などの活用を

実施してきているところであります。

今後は、納入前につきましては、小・中学校では、一人1台になる授業での活用方法の研修や各種ソフトの使用方法の研修など、また、先進的な実践例などの授業実践研究を進め、納入後には速やかに授業実践研修等を進めて、児童生徒が使っていきのに困らないように研修を進めていく計画となっております。

議員各位の御理解のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案理由並びに詳細説明がありました、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） 2点ほど…確認を含めてです。

パソコン導入で、メンテナンスというか…ランニングコスト…当面かからないという理解でよろしいでしょうか。

それから、もし分かればですが、このNECの機器って…耐用年数は何年になりますか。

以上2点…分かればでいいです。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

今井教育課長。

○教育課長（今井真司君） まず、ランニングコストですが、大きく…機器の保守料と電気料等になるかと思えます。

機器の保守料は、現在使用していますタブレットが、1台で年間1万2,000円程度…メンテナンスにかかっております。この機械につきましても一定年度の年数が過ぎてから機器の保守点検料がかかってくるかと思えますので、158台…今回購入しておりますので、おおむね年間190万円程度になっていくかと思われます。

電気料につきましては、機械の使用状態によって変わっていくんですが、しっかりとした数字は分かっていませんが、インターネット等での情報によりますと、1回充電するのに0.6円程度の金額がかかるのではないかというような内容の文章を確認したことがあります。それで158台を使いますと、おおむねひと月に2,000円程度と考えられると思えます。

後、機械の耐用年数につきましては、使い方にもよるかと思えますので…よく私たちのパソコンでも大体5年ぐらいで使えなくなっていくとかありますので、それぐらいを目安に考えているところでございます。

○議長（近藤八郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） これで質疑を終わります。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。
これから、議案第5号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。
したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第11 議案第6号「令和2年度下川町一般会計補正予算（第6号）」を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（谷 一之君） 議案第6号 令和2年度下川町一般会計補正予算（第6号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和2年度一般会計の第6回目の補正予算でありまして、歳入歳出にそれぞれ1,662万円を追加し、総額を56億4,505万円とするものでございます。

今回の補正の要因につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に係るもの、緊急を要するもの、事務事業の確定及び見込み等によるものでございます。

主な補正予算の概要を申し上げますと、民生費では、高齢者応援事業に係る経費、新生児臨時特別定額給付金、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金を。

農林業費では、外国人農業実習生宿舍改修等事業に係る補助金を計上しております。

商工労働費では、スーパープレミアム商品券事業に係る補助金、新しもかわスタイル導入応援発信事業に係る経費を計上しております。

土木費では、公営住宅等維持管理事業に係る経費を。

教育費では、小中学校施設等管理事業に係る経費、修学旅行支援事業に係る補助金を計上しております。

なお、これらの財源としまして、新型コロナウイルス感染症の影響で中止や見直しを行った事業の予算を減額計上し、感染症対策に充てることとしているほか、町税、地方交付税、国・道支出金等をそれぞれ計上しております。

また、令和2年度の普通交付税の額がこのほど決定しましたので、その内容を御報告申し上げます。

今年度の交付決定額は24億9,357万1,000円で、前年度比プラス5.6%、1億3,189万2,000円の増額となりました。

当初予算で計上しております24億1,000万円に対しまして、8,357万1,000円の増額となりましたことから、増額計上しております。

次に、第2表の地方債の変更につきましては、過疎対策事業債ソフト分に係る配分額の減額見込みに伴い、それぞれの事業に係る地方債を変更するほか、臨時財政対策債の確定に伴い、変更するものでございます。

以上申し上げまして、提案理由とさせていただきます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第6号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長（近藤八郎君） 日程第12 議案第7号「令和2年度下川町介護保険特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷一之君） 議案第7号 令和2年度下川町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和2年度介護保険特別会計の第3回目の補正予算でありまして、介護保険事業勘定では、歳入歳出それぞれ67万円を追加し、歳入歳出総額を4億8,986万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出につきまして、地域支援事業費で、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金給付事業としまして、介護サービス事業所等に勤務する職員に対する慰労金の経費を。

諸支出金で、額の確定及び執行見込みにより、還付加算金、償還金を増額計上しております。

歳入につきましては、介護保険事業道補助金、一般会計繰入金を増額計上しております。

次に、介護サービス事業勘定では、歳入歳出それぞれ335万円を追加し、歳入歳出総額を3億4,231万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出につきましては、サービス事業費の報償費で、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金給付事業としまして、施設従事者に対する慰

労金を計上しております。

歳入につきましては、道支出金を増額計上しております。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、事業勘定ごとに担当課長に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） ここで申し上げます。この後の詳細説明については、可能な限り簡潔にお願いいたします。

市田保健福祉課長。

○保健福祉課長（市田尚之君） それでは、私の方から、議案第7号 令和2年度下川町介護保険特別会計補正予算（第3号）のうち介護保険事業勘定について、補正予算概要書により御説明申し上げたいと思います。

今回の補正の要因につきましては、国が進めております新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金給付事業に伴い、介護サービス事業所に勤務する職員に対する慰労金及び額の確定と執行見込みによる補正でございます。

歳出につきましては、地域支援事業費では、職員12名分、一人5万円とし、慰労金60万円の増額でございます。

諸支出金につきましては、額の確定及び今後の見込みにより、7万円の増額となっております。

歳入の内訳といたしましては、道支出金で、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金60万円の増額。

繰入金の基金繰入金7万円の増額につきましては、財源調整によるものでございます。

以上、介護保険事業勘定の補正予算の概要でございます。

○議長（近藤八郎君） 続いて、齋藤あけぼの園長。

○あけぼの園長（齋藤英夫君） 続きまして、介護サービス事業勘定の内容につきまして、説明資料の3ページから説明させていただきます。

今回の歳出補正につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に係る対応従事者に対し、慰労金を給付するものでありまして、事業費335万円を増額計上しております。

あけぼの園等に従事する職員等67名に対しまして、一人当たり5万円の慰労金を給付するものであります。

また、歳入補正につきましては、本歳出に伴う財源調整によるものでございまして、道支出金335万円を増額計上しております。

以上申し上げまして、議案第7号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案理由並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

(なし)

- 議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なし)

- 議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。
これから、議案第7号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

- 議長（近藤八郎君） 起立多数です。
したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） ここで、本日の会議時間は、会議規則第9条第1項の規定により、午後5時までとなっておりますが、議事の都合により、同規則第9条第2項の規定によって会議時間を延長いたします。

- 議長（近藤八郎君） 日程第13 議案第8号「令和2年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

- 町長（谷 一之君） 議案第8号 令和2年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和2年度国民健康保険事業特別会計予算の第3回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ26万円を追加し、総額を5億468万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出におきまして、総務費で国保システム改修に係る委託料、諸支出金で過年度分保険税還付金を増額計上するとともに、額の確定に伴い、国民健康保険事業費納付金を減額計上しております。

歳入におきましては、国保システム改修経費に対する国庫支出金、新型コロナウイルス感染症の影響による保険税減免に対する国、道支出金をそれぞれ増額計上しております。

以上申し上げまして、提案理由といたしますが、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 市田保健福祉課長。

○保健福祉課長（市田尚之君） それでは、議案第8号 令和2年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、補正予算概要書により御説明申し上げます。

今回の補正の要因につきましては、国保システム改修に伴うもの、それと額の確定及び保険税還付に伴うものでございます。

まず、歳出でございますが、総務費では、被保険者番号の個人化及びマイナンバーカードを保険証として利用できるオンライン資格確認などの整備といたしまして、委託料7万円の増額でございます。

次に、額の確定に伴い、国民健康保険事業費納付金で125万円の減額。

基金積立金では、財源調整による104万円の増額でございます。

次に、諸支出金では、資格異動による還付及び新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免還付の見込みによる40万円の増額でございます。

次に、歳入ですが、歳出で計上いたしました新型コロナウイルス感染症の影響による保険税減免に対する補助といたしまして、道支出金で8万円、国庫支出金で12万円。

また、国保システム改修に伴いまして、改修経費といたしまして補助金6万円でございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案理由並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第8号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第14 議案第9号「令和2年度下川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第9号 令和2年度下川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和2年度後期高齢者医療特別会計予算の第2回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ382万円を追加し、総額を6,777万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出におきまして、税制改正に係るシステム改修に伴う委託料を増額計上しております。

歳入におきましては、システム改修等経費に対する一般会計繰入金を増額計上しております。

以上申し上げますと、提案理由といたしますが、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 市田保健福祉課長。

○保健福祉課長（市田尚之君） それでは、議案第9号 令和2年度下川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、補正予算概要書により御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、後期高齢者医療広域連合電算処理システムにおける税制改正に係る改修の補正でございます。

まず、歳出でございますが、総務費で、税制改正に伴い、市町村システムにも影響や不利益が生じないように、今回改修経費として382万円の増額計上でございます。

次に、歳入でございますが、繰入金として、システム改修等経費に係る事務費繰入金として382万円の計上でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案理由並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。
これから、議案第9号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。
したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第15 議案第10号「令和2年度下川町病院事業会計補正予算（第3号）」を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（谷 一之君） 議案第10号 令和2年度下川町病院事業会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、収益的収入及び支出において、病院事業収益を285万円追加し、収入総額を5億6,200万円とし、支出におきましては、病院事業費用を402万円追加し、支出総額を5億7,204万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、収入につきましては、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金に係る新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を計上しております。

支出につきましては、2月、3月分の診療報酬の調定額に対する減額分及び新型コロナウイルス感染症対応従事者への慰労金を増額計上しております。

以上申し上げますと、提案理由といたしますが、詳細につきましては、事務長に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 堀北病院事務長。

○町立病院事務長（堀北忠克君） 議案第10号 令和2年度下川町病院事業会計補正予算（第3号）につきまして、御説明申し上げます。

議案書は 17 ページ、事項別明細書では下川町病院事業会計補正予算説明書 35、36 ページに見積基礎がございます。

それでは、お手元に配布されております議案第 10 号説明資料、補正予算概要書により御説明申し上げます。

今回の補正予算は、国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業実施要綱に基づき、新型コロナウイルス感染が続く中、医療を提供している医療機関に勤務している医療従事者に対する慰労金の給付及び過年度の診療報酬の返戻に伴う補正でございます。

当院では、新型コロナウイルス感染症患者の入院は受け入れておりませんが、感染の続く中、入院、外来、患者と日々継続して接する医療従事者及び受付、会計、事務、清掃、給食等に従事する職員で、新型コロナウイルスが北海道で最初に発生した 1 月 28 日から 6 月 30 日の間に 10 日以上勤務している職員が対象となります。

給付方法ですが、町立病院が対象者から委任を受けまして、北海道に一括申請し、慰労金を町立病院で全額受けた後、速やかに対象者の口座に振り込みいたします。なお、当院は一人 5 万円となります。

病院事業会計補正予算概要書を御覧ください。

収益的収入及び支出において、歳入では、特別利益として、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 285 万円、慰労金の補助率 10 分の 10 を計上しております。

歳出では、特別損失として、過年度損益修正損 117 万円を増額計上しておりますが、これは 2 月、3 月分の診療報酬の返戻に伴う増額でございます。

また、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金として 57 人分、285 万円を計上しております。

以上、説明といたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案理由並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 10 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、議案第 10 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第 16 認定第 1 号「令和元年度下川町各種会計歳入歳出決算認定について」及び、日程第 17 認定第 2 号「令和元年度下川町公営企業会計決算認定について」を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 認定第 1 号 令和元年度下川町各種会計歳入歳出決算認定及び認定第 2 号 令和元年度下川町公営企業会計決算認定について、一括して提案理由を申し上げます。

両案は、地方自治法第 233 条第 3 項の規定に基づき、令和元年度下川町一般会計、下川町下水道事業特別会計、下川町簡易水道事業特別会計、下川町介護保険特別会計、下川町国民健康保険事業特別会計及び下川町後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算認定と、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定に基づき、令和元年度下川町病院事業会計について、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであります。

その内容について申し上げますと、まず一般会計につきましては、歳入額 50 億 7,873 万 6,000 円、歳出額 49 億 8,337 万 5,000 円で、差引残額 9,536 万 1,000 円となりますが、このうち 5,450 万円を決算積立とし、残る 4,086 万 1,000 円を令和 2 年度に繰り越すものでございます。

下水道事業特別会計においては、歳入額 1 億 9,743 万 4,000 円、歳出額 1 億 9,361 万 3,000 円で、差引残額 382 万 1,000 円を令和 2 年度に繰り越すものでございます。

簡易水道事業特別会計においては、歳入額 1 億 179 万 2,000 円、歳出額 9,547 万 8,000 円で、差引残額 631 万 4,000 円となりますが、このうち 316 万円を決算積立とし、残る 315 万 4,000 円を令和 2 年度に繰り越すものでございます。

介護保険特別会計においては、介護保険事業勘定で、歳入額 4 億 7,638 万 1,000 円、歳出額 4 億 6,974 万円で、差引残額 664 万 1,000 円となりますが、このうち 333 万円を決算積立とし、残る 331 万 1,000 円を令和 2 年度に繰り越すものでございます。

次に、介護サービス事業勘定では、歳入額 3 億 1,711 万 2,000 円、歳出額 3 億 734 万 5,000 円で、差引残額 976 万 7,000 円を令和 2 年度に繰り越すものでございます。

国民健康保険事業特別会計においては、歳入額 4 億 9,320 万 8,000 円、歳出額 4 億 8,386 万 3,000 円で、差引残額 934 万 5,000 円となりますが、このうち 468 万円を決算積立とし、残る 466 万 5,000 円を令和 2 年度に繰り越すものでございます。

後期高齢者医療特別会計においては、歳入額 6,164 万円、歳出額 6,163 万 9,000 円で、差引残額 1,000 円を令和 2 年度に繰り越すものでございます。

次に、企業会計の内容について申し上げますと、病院事業会計の収益的収支につきま

しては、収入額 5 億 4,598 万 7,000 円、支出額 5 億 5,515 万 7,000 円で、差引き 917 万円の当年度純損失となります。

資本的収支につきましては、収入額 398 万円、支出額で 798 万円、差引き 400 万円は過年度分損益勘定留保資金で補填するものでございます。

以上、別途配布いたしました決算書により、認定賜りますようよろしくお願い申し上げ、提案理由とさせていただきます。以上です。

○議長（近藤八郎君） これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。
お諮りいたします。

認定第 1 号及び認定第 2 号については、決算認定特別委員会を設置して付託審査にしたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は、決算認定特別委員会に付託することに決定いたしました。
次に、「決算認定特別委員会委員の選任」を行います。
特別委員会委員の選任については、委員会条例第 7 条第 3 項の規定により、
1 番 齊藤好信 議員。
2 番 中田豪之助 議員。
3 番 大西 功 議員。
4 番 春日隆司 議員。
5 番 我孫子洋昌 議員。
6 番 蓑谷春之 議員。
7 番 小原仁興 議員。
以上のおおりに指名したいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認めます。
したがって、ただいま指名しましたとおり、特別委員会委員に選任することに決定いたしました。
次に、決算認定特別委員会の委員長及び副委員長の選出をしていただきます。
ここで、正副委員長が選出されるまでの間、休憩いたします。

○事務局長（古屋宏彦君） お知らせいたします。特別委員会委員は、応接室までお越しくださるようお願いいたします。

休憩 午後 5時 2分

再開 午後 5時 7分

○議長（近藤八郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

決算認定特別委員会の委員長及び副委員長が選出されましたので、報告いたします。

委員長には、7番 小原仁興 議員。

副委員長には、3番 大西 功 議員。

以上のとおり、決定いたしました。

○議長（近藤八郎君） 日程第 18 同意第 1 号「教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 同意第 1 号 教育委員会委員の任命について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、教育委員の石谷 英人^{いしたに ひでと}氏が、本年 9 月 30 日をもって任期満了になりますので、同氏を委員として再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

石谷氏は、平成 20 年 10 月から、教育委員としてその職責を果たされており、人柄も温厚篤実にして、人格識見ともに優れ、学校教育をはじめ社会教育にも精通されていることから、教育委員として適任であり再任するものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、同意第1号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、同意第1号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（近藤八郎君） 日程第19 報告第1号「令和元年度決算に基づく下川町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」を議題といたします。

本案について、報告を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 報告第1号 令和元年度決算に基づく下川町健全化判断比率及び資金不足比率について、御報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、令和元年度決算に係る健全化判断比率と資金不足比率について、監査委員の審査が終了しましたので、意見を付して報告するものであります。

この財政健全化法は、自治体の財政破綻を未然に防ぐため、財政状況をより詳しく把握し、早期に健全化を促すための法律でございまして、健全化判断比率である四つの指標と、公営企業ごとの資金不足比率の財政指標を算定することとなっております。

8月25日に監査委員に各比率について審査を頂き、別紙のとおり良好な状態であると御意見をいただいております。

まず、一般会計に赤字がどれくらいあったかを表す実質赤字比率では、早期健全化基準15%以上に対し、「赤字がない」という結果であり、病院事業会計などを含む全会計を連結してどれくらい赤字があったかを表す連結実質赤字比率についても、早期健全化基準20%以上に対し「赤字がなく」、いずれも数値が表示されない結果でございます。

次に、一般会計が公債費の元利償還金や元利償還金に準ずるものをどれくらい支出しているかを表す実質公債費比率は、早期健全化基準の25%以上に対し、昨年度から0.8%増の5.4%となっております。

また、一般会計において負担する将来の負担額を現在どれくらい持っているかを表す将来負担比率では、早期健全化基準350%以上に対し、昨年度から5.9%減の35.5%となっております。

最後に、公営企業ごとに赤字がどれくらいあったかを表す資金不足比率は、経営健全化基準20%以上に対し、下水道事業特別会計、簡易水道事業特別会計、病院事業会計い

ずれも資金不足額がなく、数値が表示されない結果でございます。

このように、健全化判断比率であります実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、公営企業の資金不足比率の全ての比率が、基準を下回っていることを御報告申し上げます。

なお、今後におきましても、将来を見据え、持続可能な財政運営に努めてまいりたいと存じますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます、報告とさせていただきます。

○議長（近藤八郎君） 以上で報告第1号を終わります。

○議長（近藤八郎君） 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会における議案審査のため、9月18日、午後3時まで休会にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認め、9月18日、午後3時まで休会することに決定いたしました。

本日はこれをもって散会とします。御苦労さまでした。

午後5時14分 散会